

職員の給与に関する報告及び勧告

参 考 資 料

令 和 8 年

大 阪 市 人 事 委 員 会

目 次

1 職 員 給 与 関 係

職員の給与等の実態調査について	3
第 1 表 給料表別職員構成	4
〈参 考〉 図 1 行政職給料表適用者の平均年齢及び平均給与月額の推移	6
図 2 期末手当及び勤勉手当支給月数の推移	6
第 2 表 給料表別・級別・号給別人員等	7
第 3 表 給料表別・年齢別人員分布	19
〈参 考〉 行政職給料表適用者の年齢別人員分布	21
第 4 表 職員の管理職手当の支給状況	22
第 5 表 職員の扶養親族構成別人員	23
第 6 表 扶養手当支給区分別扶養親族数	23
第 7 表 職員の住居手当の支給状況	24
第 8 表 職員の単身赴任手当の支給状況	24
第 9 表 指定職給料表号給別人員	25
第 10 表 特定任期付職員給料表号給別人員	25
第 11 表 任期付職員の職種別人員	25
第 12 表 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給料表別・ 級別人員	26

2 民 間 給 与 関 係

職種別民間給与実態調査について	29
第 13 表 産業別・企業規模別調査事業所数	30
第 14 表 職種別・学歴別・規模別初任給額	31
第 15 表 対応級表	32
第 16 表 職種別・規模別・学歴別給与額等	33
第 17 表 民間における初任給の改定状況	48
第 18 表 民間における住宅手当の支給状況	48
第 19 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	49
第 20 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	49
第 21 表 民間における特別給の支給状況	50
第 22 表 民間と本市職員の給与比較	50

3 生 計 費

第 23 表	費目別・世帯人員別標準生計費	53
--------	----------------	----

4 賃 金 構 造 基 本 統 計 調 査 関 係

	賃金構造基本統計調査結果の活用について	57
第 24 表	大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較	60

5 保 育 士 及 び 幼 稚 園 教 員 関 係

	保育士民間給与実態調査について	63
	幼稚園教員民間給与実態調査について	64
第 25 表	職種別・役職別給与額等	65
第 26 表	「大阪市保育士（主務を含む係員級）の給与」と「民間の保育士（一般の保育士）の給与」、「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与（大学卒）、（短大卒）」の比較	66
第 27 表	「大阪市保育士（副所長〔係長級〕）の給与」と「民間の保育士（副施設長）の給与」の比較	67
第 28 表	「大阪市保育士（保育所長〔課長代理級〕）の給与」と「民間の保育士（施設長）の給与」の比較	68
第 29 表	「大阪市保育士」と「民間の保育士」の年齢階層別人員構成比較	69
第 30 表	「大阪市保育士」と「民間の保育士」の勤続年数区分別人員構成比較	69
第 31 表	「大阪市幼稚園教員（教諭級）の給与」と「民間の幼稚園教員（一般の教諭）の給与」、「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与（大学卒）、（短大卒）」の比較	70
第 32 表	「大阪市幼稚園教員（主任級）の給与」と「民間の幼稚園教員（主任等）の給与」の比較	71
第 33 表	「大阪市幼稚園教員（園長級）の給与」と「民間の幼稚園教員（園長）の給与」の比較	72
第 34 表	「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の年齢階層別人員構成比較	73

第 35 表	「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の勤続年数区分別 人員構成比較	73
--------	---	----

1 職 員 給 与 関 係

職員の給与等の実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和8年4月1日現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査の対象等

地方公務員法第3条にいう一般職の職員について実施した。（ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び派遣職員等を除く。）

学歴・年齢・勤続年数については、次のとおりである。

- (1) 学歴 大学、短大、高校、中学の4区分に大別した最終学歴である。
- (2) 年齢 令和8年4月1日現在の満年齢である。
- (3) 勤続年数 本務採用時からのものである。ただし、教育職給料表(1)適用者、教育職給料表(2)適用者及び教育職給料表(3)適用者の勤続年数は教職についてからのものである。

第 1 表 給料表別職員構成

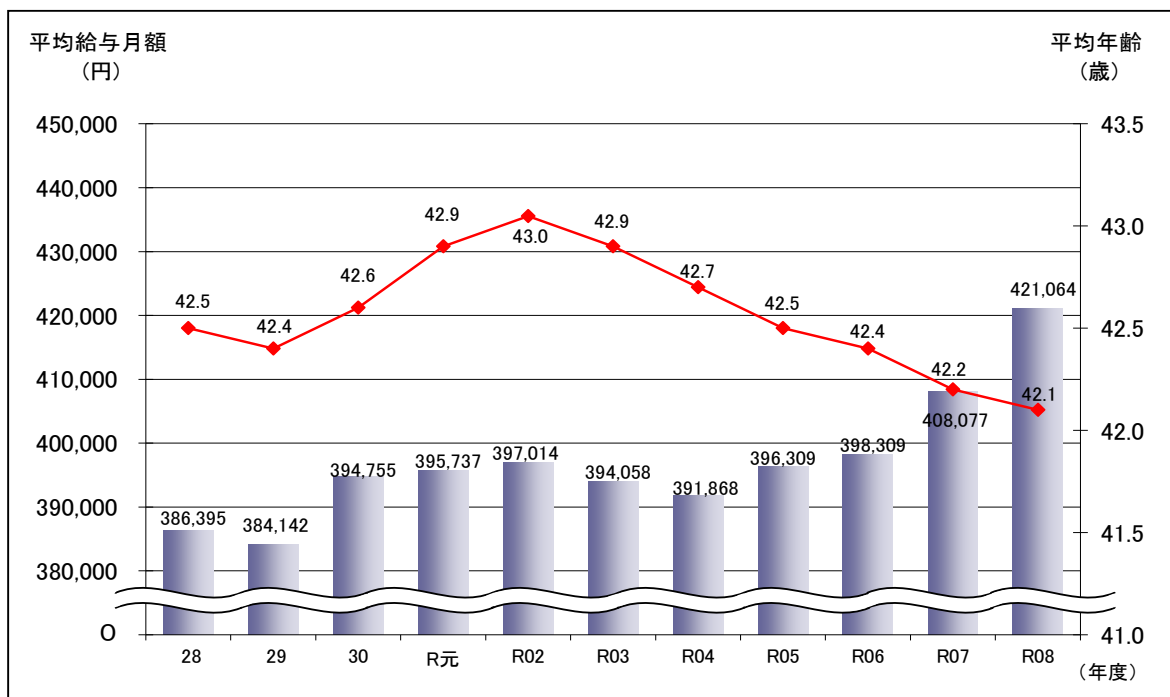
項 目		計	行 政 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	教 育 職 (3)
平 均 年 齢		39.7歳	42.1	45.8	38.2	36.8
平 均 勤 続 年 数		14.8年	18.4	19.8	11.7	10.2
平 均 扶 養 親 族 数		0.8人	0.7	1.7	0.7	0.4
学 歴 別 構 成	大 学 卒	71.6% (20,664)人	58.0 (6,694)	95.2 (178)	94.4 (10,727)	74.9 (200)
	短 大 卒	8.8% (2,537)人	5.3 (607)	4.8 (9)	5.6 (631)	25.1 (67)
	高 校 卒	19.6% (5,657)人	36.7 (4,234)	—	0.03 (3)	—
	中 学 卒	0.003% (1)人	0.01 (1)	—	—	—
男 女 別 構 成	男	54.1% (15,601)人	59.5 (6,869)	72.2 (135)	43.0 (4,881)	1.9 (5)
	女	45.9% (13,258)人	40.5 (4,667)	27.8 (52)	57.0 (6,480)	98.1 (262)
人 員		28,859人	11,536	187	11,361	267
平 均 給 与 月 額 (円)	給 料 月 額	345,193	339,026	452,188	365,449	318,053
	扶 養 手 当	9,158	8,498	21,019	8,645	5,019
	管 理 職 手 当	5,823	8,166	7,101	4,770	9,352
	地 域 手 当	57,632	56,923	76,849	60,618	53,187
	住 居 手 当	8,672	8,357	4,596	8,987	8,245
	初任給調整手当	333	—	—	—	—
	単身赴任手当	45	94	—	—	—
	計	426,856	421,064	561,753	448,469	393,856

- (注) 1. 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下、「任期付条例」という。）第2条第2項により任期を定めて採用された職員は集計の対象とし、それ以外の任期付職員及び再任用職員は集計の対象としない。（以下、第8表までについて同じ。）
2. 学歴別及び男女別構成の（ ）内は実人員である。
3. 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。
4. 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第3項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。（以下、第8表までにおいて同じ。）

研 究 職	医 療 職 (1)	医 療 職 (2)	医 療 職 (3)	消 防 職	保 育 士	指 定 職
46. 2	53. 5	39. 7	39. 0	36. 9	37. 5	59. 8
16. 6	9. 9	13. 1	13. 2	14. 5	12. 2	1. 4
0. 9	0. 8	0. 6	0. 3	1. 3	0. 3	—
100. 0 (29)	100. 0 (47)	90. 0 (398)	84. 3 (485)	46. 5 (1, 664)	27. 5 (226)	100. 0 (16)
—	—	10. 0 (44)	15. 3 (88)	14. 0 (500)	72. 0 (591)	—
—	—	—	0. 3 (2)	39. 5 (1, 414)	0. 5 (4)	—
—	—	—	—	—	—	—
75. 9 (22)	53. 2 (25)	46. 6 (206)	3. 1 (18)	94. 7 (3, 389)	4. 6 (38)	81. 3 (13)
24. 1 (7)	46. 8 (22)	53. 4 (236)	96. 9 (557)	5. 3 (189)	95. 4 (783)	18. 8 (3)
29	47	442	575	3, 578	821	16
373, 079	570, 309	333, 969	322, 362	313, 173	275, 535	764, 700
11, 035	8, 468	7, 018	3, 860	14, 809	4, 558	—
14, 310	67, 511	7, 020	2, 310	2, 179	—	—
63, 748	103, 406	55, 681	52, 565	52, 826	44, 815	122, 352
7, 190	2, 489	9, 552	9, 485	8, 803	8, 771	—
—	177, 300	2, 894	—	—	—	—
—	—	—	—	17	—	9, 375
469, 362	929, 483	416, 134	390, 582	391, 807	333, 679	896, 427

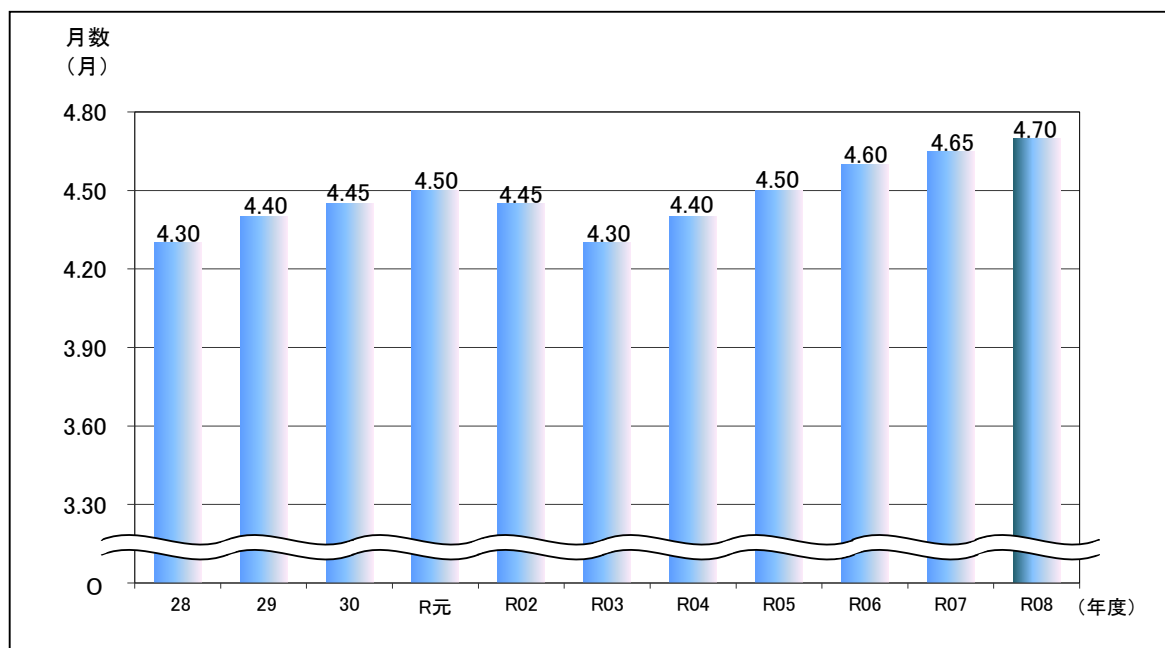
〈参考〉

図1 行政職給料表適用者の平均年齢及び平均給与月額の推移



(注) 令和4年度まで給与減額措置が実施されており、平均給与月額は減額後のものである。

図2 期末手当及び勤勉手当支給月数の推移



(注) 1. 指定職給料表適用者を除く。
2. 令和8年度については、人事委員会が勧告した月数である。

第 2 表 給料表別・級別・号給別人員等
その 1 行政職給料表

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人		人	人	人	人	人	人	人
2				1	3			130	21
3					1			77	5
4					7				30
5				2	13				
6			1	1	5	1			
7			3		3				
8			2	1	9				
9				1	14	1			
10			1	4	6	1			
11	12	236	23	8	2				
12		14	35	12		1			
13	1	16	14	8	4	4			
14	1	9	19	16	1				
15	30	248	20	17	1	1			
16		39	17	9	3	4			
17	1	17	16	22	10	3			
18	2	22	24	15	7	3			
19	45	267	25	21	16	5			
20	5	106	23	14	14	7			
21	4	32	24	16	15	5			
22	3	29	32	12	17	6			
23	37	177	35	20	14	9			
24	8	103	36	11	20	10			
25	3	15	35	25	32	19			
26	4	27	43	14	32	15			
27	254(216)	166	41	24	60	17			
28	11	110	33	21	83	28			
29	14(10)	32	39	24	47	40			
30	7(5)	32	26	31	29	60			
31	33(4)	97	38	31	30	49			
32	23	84	31	20	34	30			
33	11	46	41	30	31	33			
34	10	39	34	35	30	29			
35	32	65	28	30	35	48			
36	11	58	26	41	33	18			
37	12	35	37	37	18	20			
38	16	31	27	35	22	23			
39	14	51	34	31	25	30			
40	11	46	29	48	18	17			
41	9	24	27	44	19	13			
42	8	40	32	34	18	24			
43	14	38	25	39	12	28			
44	4	37	27	40	15	18			
45	1	39	31	59	17	18			
46	5	41	31	43	4	14			
47	9	43	28	45	7	11			
48	7	32	22	48	6	9			
49	4	36	24	54	8	15			
50	4	20	33	50	5	11			
51	3	32	29	51	1	11			
52	6	23	35	51	1	6			

(注) 1. 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下、本表について同じ。)

2. 1 級27号給から31号給までの号給の適用を受ける大学卒の事務・技術・福祉職員及び社会人経験者の福祉職員については、この表にかかわらず227,600円。()内はその人数(内数)である。

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	人 3	人 17	人 40	人 55	人 9	人 7	人	人
54	3	19	41	57		9		
55	7	15	36	46		4		
56	4	13	29	46		7		
57	4	17	29	73		5		
58	1	22	36	48		5		
59	3	8	39	56		1		
60	1	12	27	39				
61	2	9	45	58		1		
62	2	18	32	43				
63	1	14	39	58		2		
64	1	14	21	52		1		
65	2	8	64	38		2		
66		9	38	42				
67		13	29	53				
68		14	29	33				
69	1	12	41	44				
70		14	27	37				
71	1	8	15	57				
72		9	23	34				
73		9	21	42				
74		8	20	53				
75	3	11	21	46				
76	1	9	20	34				
77	1	26	127	37				
78	1	8	17	39				
79	2	8	15	26				
80		10	23	33				
81		15	55	138				
82	1	13	17	38				
83	1	11	16	41				
84	1	7	12	30				
85	1	180	350	47				
86	1			36				
87	1			29				
88				21				
89	1			138				
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97	1							
計	741	3,241	2,633	3,094	808	756	207	56

その2 教育職給料表(1)

号給	級	1	2	特2	3	4
1		人	人	人	人	人
2						
3					16	2
4						
5						
6						
7					3	1
8					1	
9					2	
10						
11					4	3
12					3	
13					1	
14					1	1
15					13	2
16					2	
17						
18						1
19					3	1
20					2	
21					1	
22					4	
23					11	2
24					2	
25						
26					5	1
27					10	2
28					5	
29					4	
30					4	
31					10	
32					3	
33						
34					3	
35					5	
36					2	
37					3	
38						
39					1	
40					3	
41					2	
42					1	
43					2	
44					4	
45			2	1	1	
46						
47				1	2	
48					1	
49				1	2	
50						
51					1	
52					1	
53						
54				1	1	
55						
56						
57						
58					1	
59						
60				1		
61			1	1		
62						
63			1			
64						
65			1			
66			2			
67			1			
68						
69			2			
70						
71			1			
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82			1			
83				1		
84			1			

号給	級	1	2	特2	3	4
85		人	人	人	人	人
86				1		
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96			1			
97						
98						
99						
100			1			
101						
102						
103						
104			2			
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
～						
169						
計		—	17	8	146	16

その3 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
1						
2						
3					14	3
4						1
5					1	1
6						
7			1		23	6
8					1	1
9			1		2	1
10					3	2
11				1	25	10
12					2	5
13					10	2
14			1		3	10
15			1		18	7
16					7	10
17			289	1	2	14
18				1	4	44
19			40		12	6
20			4		4	9
21			304	2	6	12
22					6	14
23			52	2	20	11
24			8		4	9
25			309	2	9	15
26			8		5	16
27			54		9	8
28			17		6	16
29			321	8	3	3
30			15	4	7	10
31			72	1	14	4
32			22	2	8	7
33			321	7	10	6
34			12		8	5
35			105	2	18	5
36			27	2	7	5
37			306	12	5	15
38			24	3	6	
39			81	7	4	
40			33(1)	4	14	
41			315	15	8	
42			28	4	9	
43			84(1)	7	13	
44			29(1)	1	12	
45			273(12)	13	6	
46			40(3)	5	7	
47			96(22)	11	6	
48			39(4)	3	7	
49			215(148)	8	2	
50			43(14)	9	7	
51			100(60)	6	5	
52			38(18)	5	8	
53			184(156)	12	4	
54			33(16)	6	1	
55			104(80)	3	4	
56			41(22)	7	9	
57			238(204)	10	6	
58			39(23)	5	2	
59			117(100)	5	7	
60			53(39)	2	2	
61			182(159)	12	3	
62			48(35)	8		
63			81(65)	9		
64			46(38)	7		
65			166(158)	6	2	
66			45(36)	15		
67			108(101)	7		
68			63(53)	6	1	
69			202(195)	4		
70			46(39)	9		
71			90(87)	7		
72			39(34)	5		
73			365(228)	5		
74			52(52)	5		
75			92(92)	2		
76			63(63)	3		
77			191(190)	9		
78			55(55)	5		
79			93(93)	3		
80			66(66)	2		
81			187(187)	1		
82			43(43)	3		
83			79(79)	5		
84			54(54)	3		

号給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
85			147(147)	6		
86			52(52)	4		
87			86(86)	3		
88			44(44)	6		
89			117(117)	5		
90			87(87)	6		
91			71(71)	8		
92			68(68)	4		
93			98(98)	6		
94			65(65)	3		
95			54(54)	7		
96			56(56)	3		
97			100(100)	5		
98			81(81)	5		
99			54(54)	9		
100			52(52)	4		
101			70(70)	5		
102			72(72)	4		
103			52(52)	3		
104			49(49)	5		
105			51(51)	5		
106			68(68)	4		
107			44(44)	4		
108			54(54)	1		
109			51(51)	5		
110			65(65)	1		
111			50(50)	1		
112			54(54)			
113			37(37)	6		
114			53(53)			
115			43(43)			
116			34(34)			
117			27(27)			
118			34(34)			
119			41(41)			
120			27(27)			
121			32(32)			
122			37(37)			
123			24(24)			
124			41(41)			
125			23(23)			
126			27(27)			
127			34(34)			
128			34(34)			
129			30(30)			
130			30(30)			
131			19(19)			
132			25(25)			
133			25(25)			
134			31(31)			
135			31(31)			
136			17(17)			
137			48(48)			
138			26(26)			
139			39(39)			
140			33(33)			
141			27(27)			
142			43(43)			
143			50(50)			
144			41(41)			
145			34(34)			
146			30(30)			
147			44(44)			
148			28(28)			
149			14(14)			
150			13(13)			
151			9(9)			
152			1(1)			
153			1(1)			
154						
155						
156			2(2)			
157						
158			1(1)			
159						
160			3(3)			
161			22(22)			
計		—	10, 170	467	431	293

(注) () 内は主務教諭等の人数(内数)である。

その4 教育職給料表(3)

号給	級	1	2	3	4
1	人		人	人	人
2					
3					
4					
5				3	
6					
7					
8					
9				1	
10					1
11					1
12					
13				3	
14					1
15				1	
16					
17				1	2
18					
19			2		
20				1	
21			16	1	
22					
23			4	1	
24					2
25			11	2	1
26					1
27			3		
28				1	2
29			7	1	
30				1	
31			2	1	1
32					
33			7	2	
34					
35			1		
36				1	
37			6	3	1
38					
39			2	1	
40					
41			6	3	
42					1
43			2	1	2
44					
45			7		3
46			1		
47				1	1
48				2	1
49			7		1
50			1	1	
51			2	1	
52					2
53			6	2	
54			1		1
55			1		
56			1		
57			6		
58			1	1	
59			2		
60				2	
61			9		
62			2	2	
63			2		
64			3	1	
65			4	1	1
66			3		1
67				1	
68			1	2	
69			3		2
70				1	
71			1	1	
72				1	1
73			5		4
74			3		
75			1	1	
76			1		
77			4	1	
78			3		
79					
80			1		
81			2		
82			2		
83			1		
84					

号給	級	1	2	3	4
85	人		人	人	人
86			3		
87			3	1	
88					
89			1		
90					
91			2		
92			1		
93			2		
94					
95					
96			1		
97			3	1	
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105			1		
106			1		
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115			1		
116					
117					
118					
119					
120					
121			1		
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141			1		
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149			2		
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	—	179	53	35	

その5 研究職給料表

号給	級	1	2	3	4
1	人		人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28	1				
29			1		
30	2				
31	1				
32					
33	1				
34					
35					
36					
37					
38					
39	1				
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47				1	
48					
49	1				
50					
51				1	
52					
53					
54					
55					
56				1	
57					
58					
59					
60					
61					
62				1	
63					
64					
65					
66					
67			1		
68			1		
69					
70					
71	1			1	
72					
73					
74					
75					
76			1		
77					
78					
79					
80	1				

号給	級	1	2	3	4
81	人	人	人	人	人
82	1				
83					
84					
85					
86					
87					
88			1		
89	1		1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96			1		
97			2		
98			1		
99					
100					
101			1		
102					
103	1				
104					
105			1		
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
計		12	12	5	—

その6 医療職給料表(1)

号給	級	1	2	3	4	5
1		人	人	人	人	人
2					11	1
3					3	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29		1				
30						
31				1		
32						
33		1				
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45				1		
46						
47			1	1		
48			1			
49		1				
50				1		
51				1		
52			1			
53						
54						
55			1			
56				1		
57						
58						
59			1	1		
60			1	1		
61						
62						
63			2	1		
64				1		
65						
66						
67						
68						
69				1		
70						
71						
72						
73						
74						
75			1	1		
76				1		
77						
78				1		
79				1		
80						

号給	級	1	2	3	4	5
81		人	人	人	人	人
82		1		1		
83				1		
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93				1		
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101				1		
計		4	9	19	14	1

その7 医療職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4	5
1	人		人	人	人	人
2				1	1	
3						
4					1	
5				2	1	
6				1		
7					1	
8				3	2	
9			1	1		
10			2		1	
11			4	1		
12			2	3	2	
13			5	1	2	
14			3	2	1	
15			6	1		1
16			6			1
17			6	1		
18		1				
19		1				
20			4	1	3	
21			2	4		1
22		1	4	3		
23		10	5		2	
24			1	2	1	2
25			5	1	2	3
26			5	1	2	
27		11	4	3	1	2
28		1	4	2	2	
29		3	4	2		1
30		3	3		2	
31		12	6	3	3	5
32		1	3	3		
33			4	1	2	
34		2	2	4	4	2
35		13	1	3	1	
36				1	1	4
37		1	2	3	1	
38		7	1	3		4
39		13	2	3		3
40		5		4	1	2
41		1	2	1		1
42		3		1		1
43		2	1	3		1
44		1		2		1
45		2		2	2	
46		2		1		
47		2		1		
48		1	2	1		
49		1		4		
50		1	1	1		
51		1		1		
52		1	2			
53		3		1		
54		2	1			1
55				2		
56		2		3		
57				1		
58		1		1		
59		1				
60				1		
61						
62						
63				2		
64		1	1			
65				3		
66				2		
67		1				
68			1			
69						
70						
71				1		
72				1		
73						
74			2	1		
75			2	1		
76						
77		1				
78		1	1			
79				1		
80				1		

号給	級	1	2	3	4	5
81	人		人	人	人	人
82		1	3	1		
83			1			
84				1		
85			2			
86						
87						
88			1			
89			4	2		
90				1		
91						
92				1		
93						
94		1				
95						
96						
97		2		1		
計		122	125	115	43	37

その8 医療職給料表(3)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1	人						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8				1			
9					1		
10					1		
11				1			
12				4	1		
13				2			
14				2			
15			11	5			
16				4			
17				2	2		
18			1		1		
19			19	3	2		2
20			2	1			3
21					1		2
22			1	2	3		
23			28	4	1	7	6
24			1	2	1	9	2
25			2	2	1		
26				6			
27	16		29			1	
28			4	1		2	
29	1			1	1	1	
30			3	1		1	
31	1		27			1	1
32			7		1	1	
33	1		1	2	2	2	
34			1		2		
35			15	1	2		
36			8		1	2	
37	1		1	1		1	
38			1	1	5	1	
39	2		7		2	1	
40			2		2		
41			2	3	1	2	
42	2		3	1			
43	2		5	2	2		
44			3				
45			3	1	4		
46			4	2	3		
47			4		1		
48			1	1	2		
49			3	1	4		
50	1		1	1	5		
51	2		1		1		
52	1		4	3			
53			2	2	2		
54			3	1	1		
55	1		4				
56			1	1	1		
57			3				
58			1				
59	1		1	1	2		
60			1		4		
61			2		1		
62			1	3	2		
63			3		2		
64					6		
65			2		4		
66					2		
67			3		2		
68					1		
69			1		3		
70							
71					4		
72				1	3		
73			1	2	5		
74			1		5		
75					3		
76					6		
77					3		
78					7		
79				1	1		
80			1		2		

給 号	級	1	2	3	4	5	6
81	人		人	人	人	人	人
82				1	14		
83				2			
84							
85				1			
86				1			
87				1			
88	1			2			
89							
90				1			
91				1			
92							
93				8			
94							
95				5			
96			1				
97	2			2			
98				3			
99				1			
100				1			
101				6			
102			1				
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117			1				
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計		35	239	111	142	32	16

その9 消防職給料表

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3		15	7	2		
4		3				
5		21	2			
6		3				
7		37	36	6		
8		34	13	1		
9		28	15	4		
10		4	10	2		
11		33	47	5		
12		56	8	3		
13		30	16	4	1	
14		6	5	2	1	1
15		18	44	12	1	
16		23	9	9	2	1
17		17	31	2	1	2
18		4	4	1	1	3
19		74	53	16	2	1
20		13	16	9		2
21		38	30	6	2	2
22		5	6	10	2	1
23		56	49	9		3
24		9	5	13	3	1
25		25	35	11	4	2
26		8	12	8	1	1
27		25	38	17	2	
28		5	13	13	4	3
29		26	21	12	4	
30		8	8	10	3	1
31		22	35	5	4	5
32		6	8	14	2	4
33		9	11	8	3	5
34		2	5	6	4	6
35		9	30	14	7	3
36			5	19	7	6
37		5	20	20	5	5
38			5	12	7	7
39		2	31	13	5	8
40		1	10	13	8	12
41		2	21	18	9	5
42		2	9	9	6	5
43		4	15	17	8	3
44			13	7	6	6
45		1	19	17	11	3
46		1	5	21	5	1
47			17	21	8	
48		1	8	20	6	2
49		1	10	21	9	2
50			11	24	6	
51		1	23	18	12	1
52			13	24	7	
53			21	15	9	
54			6	22	6	
55			14	20	1	
56			11	14	3	
57			15	22	5	
58			11	8	14	
59			12	13	9	
60			5	18	4	
61			16	12	9	
62			12	18	4	
63	1		10	16	6	
64			7	15	4	
65			10	14	1	
66			12	12	1	
67			10	20	3	
68	1		6	16	4	
69			9	11	8	
70			11	11	3	
71			10	10	8	
72			9	22	10	
73			4	11	6	
74			10	18	12	
75			4	11	6	
76			3	7	5	
77			9	8	6	
78			6	8	17	
79	1		4	12	16	
80			5	11	12	

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
81						
82			2	9	10	
83			2	4	8	
84			5	7	3	
85			2	12	5	
86			1	8	5	
87			3	7	8	
88			1	6	7	
89			3	7	4	
90			5	5	5	
91			5	7	4	
92			5	9	4	
93			2	11	3	
94			2	5		
95			2	8		
96			3	2		
97			3	7	2	
98			2	7		
99			2	4		
100			1	7		
101			4	5		
102			2	2		
103			1	4		
104			1	5		
105			3	6		
106				5		
107			1	7		
108			2	4		
109				2		
110				3		
111			1	11		
112			1	2		
113				3		
114			1	3		
115			1	3		
116						
117			1	3		
118						
119			1			
120			1			
121				1		
122						
123			2			
124						
125			2	1		
126						
127			1			
128			1			
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
計		696	1, 198	1, 132	439	113

その10 保育士給料表

号給	級	1	2	3	4	5
1						26
2						
3						
4						1
5						
6						
7						
8						1
9		25	4			1
10						
11		1				
12			1			
13		18				
14						
15			2			
16		1				
17		64				1
18		1				
19		1	1			
20			2			
21		54	1			
22						
23						
24		2				
25		43				
26		2	1	1		
27		2				
28		2	1			
29		37		1		
30		2	1	1		
31		3				
32		2	1	1		
33		24	1	2		
34		6	1	2		
35		7	2	1		
36		4	1			
37		17		1		
38		5		1		
39		8	2			
40		6	2			
41		9		3		
42		13		2		
43		6	4			
44				3		
45		6	3			
46		4	2			
47		1	2	1		
48		4	2			
49		4	1	2		
50		2		2		
51		3	1	1		
52		7	1	1		
53		3		1		
54		2		2		
55		2	3	3		
56		2	1	1		
57		4		1		
58		6				
59		1	5	7		
60		3		1		
61		4	1	3	52	
62		1	2	2	1	
63		3	2	4		
64		6		3		
65		2		1	13	
66					2	
67		2	1	5		
68		1		2		
69		2		2	4	
70		1				
71		2	1	3		
72		1	3	1		
73		2			1	
74		2	2		2	
75		1	2	2		
76		4	1			
77		1	2	2		
78		4	1	1	1	
79		3	2	2		
80			1		1	

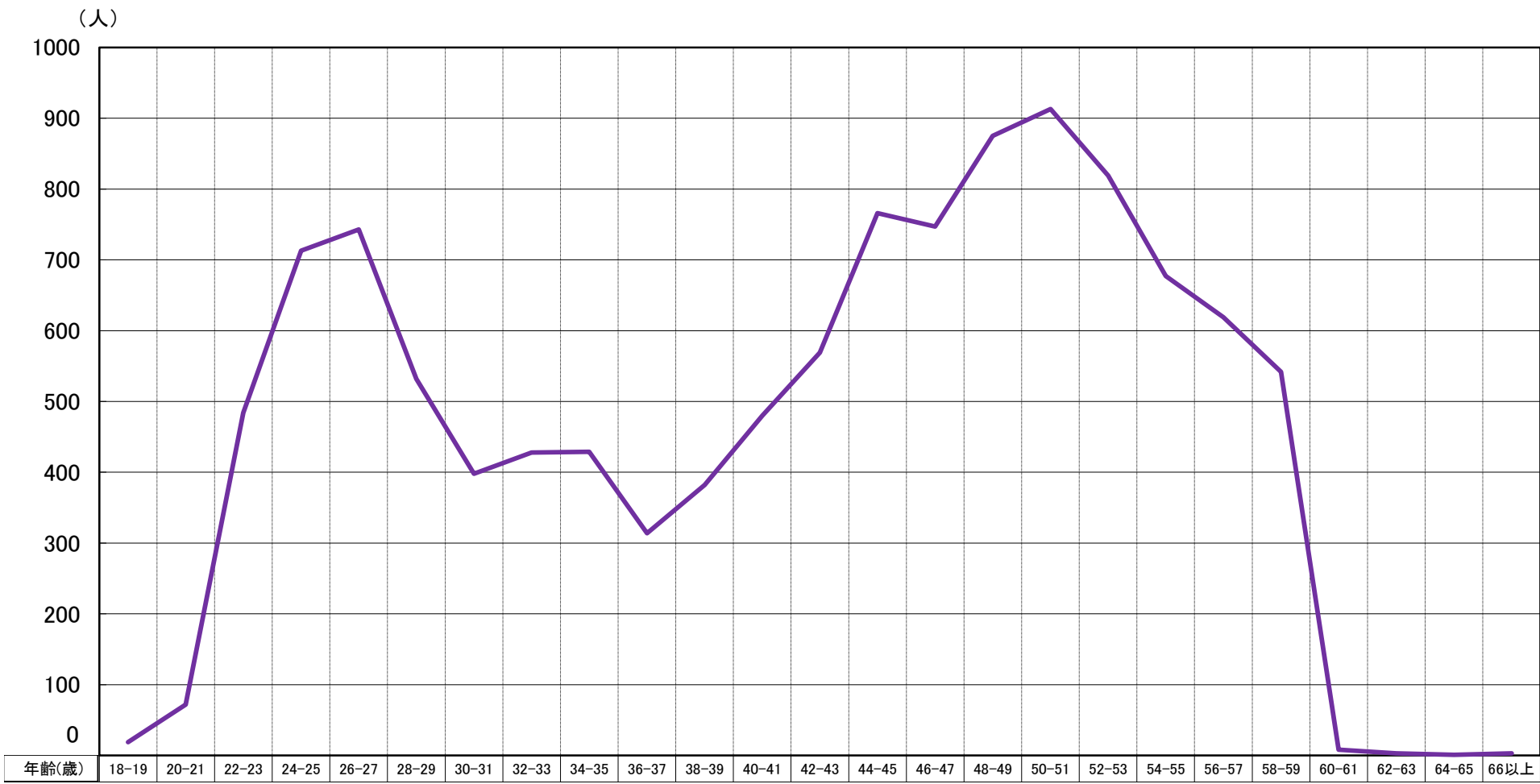
号給	級	1	2	3	4	5
81			2			
82		1	1		1	
83		1	2			
84						
85						
86						
87		1				
88		1	3	1		
89		2	2			
90			4			
91			2		1	
92		1	4		1	
93		1	1			
94						
95						
96		1	1			
97						
98		2				
99			2			
100		1				
101			1			
102			1			
103			3			
104						
105			3			
106			1			
107			1			
108		1	4			
109			9			
110						
111						
112						
113			6			
114			2			
115			1		1	
116			2			
117			30			
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133		2				
計		476	158	76	81	30

第 3 表 給料表別・年齢別人員分布

年 齢	計	行政職	教育職 (1)	教育職 (2)	教育職 (3)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	消防職	保育士
計	人 28,843	人 11,536	人 187	人 11,361	人 267	人 29	人 47	人 442	人 575	人 3,578	人 821
15歳											
16											
17											
18	15	6								9	
19	57	13								44	
20	135	34		1						85	15
21	171	38		1						110	22
22	734	229		292	17				10	122	64
23	787	255		344	15				12	106	55
24	849	317		343	11			7	24	104	43
25	994	396		393	9			13	25	120	38
26	1,023	396		419	7	2		11	36	119	33
27	949	347		426	7	1		10	30	106	22
28	912	284		411	8	1		22	29	115	42
29	818	248		413	7	1	1	17	17	100	14
30	707	212	2	333	9	1		12	21	107	10
31	723	186		375	11			17	23	98	13
32	735	208		377	7			26	14	95	8
33	730	220		343	19			23	19	94	12
34	672	205	1	324	6			20	14	86	16
35	743	224	1	367	14			12	6	108	11
36	662	159	1	355	8		1	21	10	99	8
37	705	155	5	385	4			13	10	121	12
38	745	191	5	361	5	2	2	13	14	132	20
39	725	191	3	369	4			11	9	131	7
40	776	209	10	387	10	3		12	15	110	20
41	817	271	11	380	6		1	16	13	110	9
42	775	268	11	343	5		2	14	12	106	14
43	809	301	21	333	6		3	9	10	115	11
44	805	355	9	327	4		1	9	11	82	7

年 齡	計	行政職	教育職 (1)	教育職 (2)	教育職 (3)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	消防職	保育士
45	822	411	17	294	10		2	11	7	55	15
46	720	340	25	256	4			15	9	55	16
47	779	407	11	257	5	1	1	10	4	69	14
48	731	412	8	205	4		3	7	6	62	24
49	745	463	7	163	4	1	2	8	18	62	17
50	778	474	8	164	2	2	1	7	19	80	21
51	784	439	12	191	5	1	1	6	10	93	26
52	754	409	2	220	8	3	2	7	11	74	18
53	749	410	7	218	2	2		5	15	55	35
54	671	369	6	210	5			9	14	38	20
55	592	308		197	4		1	11	14	39	18
56	584	328	2	171	4	3	3	8	17	30	18
57	515	291		141	3	2	3	10	19	32	14
58	555	318	2	134	5	2	1	12	20	41	20
59	452	224		131	3	1		7	8	59	19
60	8	5		1			2				
61	6	3					3				
62	5	1		2			2				
63	5	2		1			2				
64	4	1		1			2				
65	3			2			1				
66	2	1						1			
67	3	1					2				
68	1						1				
69	2	1					1				

<参考>
 行政職給料表適用者の年齢別人員分布



※60歳以上は次の職員である。

- ・「職員の定年等に関する条例」第8条第1項又は第2項の規定の適用を受ける職員
- ・任期付条例第2条第2項により任期を定めて採用された職員

第 4 表 職員の管理職手当の支給状況

支給区分	支給対象補職		受給者	受給者 一人当たり 平均受給額
	市長部局	学校園		
1 種 甲	局長等	—	30 ^人	
1 種 乙	理事等	—	5	
1 種 丙		—	22	
2 種 甲	部長等	—	80	
2 種 乙	担当部長等	—	141	
3 種 甲	課長等	校長	178	
3 種 乙			951	
3 種 丙		准校長、園長	48	
4 種 甲	副課長等 (消防局に限る)	副校長、教頭	545	
計			2,000	84,023円

(注) 指定職給料表適用者については当該手当の支給対象外のため、集計の対象としない。

(以下、第7表までにおいて同じ。)

第 5 表 職員の扶養親族構成別人員

区 分		該 当 職 員 数
受 給 者	配 偶 者 の み	879 人
	配 偶 者 と 扶 養 親 族 1 人	1,057
	配 偶 者 と 扶 養 親 族 2 人	1,475
	配 偶 者 と 扶 養 親 族 3 人	502
	配 偶 者 と 扶 養 親 族 4 人 以 上	89
	上 記 以 外 の 扶 養 親 族 構 成	7,209
非 受 給 者		17,632
計		28,843

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
(次表において同じ。)

全職員数 (A)	扶 養 手 当 の 受 給 者 数 (B)	全職員数に占める受給者数の割合 (B)/(A)	手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 支 給 月 額	職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 月 額
28,843人	11,211人	38.9%	23,574円	9,163円

第 6 表 扶養手当支給区分別扶養親族数

支 給 区 分		扶 養 親 族 数
配 偶 者		4,002 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 1 人 目	配 偶 者 の な い 場 合	754
	配 偶 者 の あ る 場 合	3,123
	配 偶 者 が あ る が 扶 養 親 族 で な い 場 合	6,455
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 目 以 上		8,387
計		22,721

第 7 表 職員の住居手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 者	8,541 ^人
非 受 給 者	20,302
計	28,843
受 給 者 1 人 当 たり 平 均 受 給 額	29,302 ^円
総 人 員 1 人 当 たり 平 均 受 給 額	8,677

第 8 表 職員の単身赴任手当の支給状況

区 分	受 給 者
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	100km未満 ^人
	34
	100km以上 300km未満
	1
	300km以上 500km未満
	2
	500km以上 700km未満
	5
	700km以上 900km未満
	1
	900km以上 1,100km未満
	1,100km以上 1,300km未満
	1,300km以上 1,500km未満
	1,500km以上
受 給 者 計	43
受 給 者 1 人 当 たり 平 均 受 給 額	34,465 ^円
総 人 員 1 人 当 たり 平 均 受 給 額	51

第 9 表

指定職給料表号給別人員

号 給	人 員
1	
2	16
計	16

(注) 区長の職にある職員のうち、公募により任命された職員（任期付条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）に適用される。

第 10 表

特定任期付職員給料表号給別人員

号 給	人 員
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
計	0

(注) 特定任期付職員給料表とは、任期付条例第7条第1項に定める給料表をいい、同条例第2条第1項により任期を定めて採用された職員に適用される。

第 11 表 任期付職員の職種別人員

任 期 付 職 員		育 児 休 業 に 伴 う 任 期 付 職 員		配 偶 者 同 行 休 業 に 伴 う 任 期 付 職 員	
職 種	人 員	職 種	人 員	職 種	人 員
事 務 職 員	24	事 務 職 員	29	事 務 職 員	2
技 術 職 員	1	技 術 職 員	2	学 校 園	4
保 育 士	133	福 祉 職 員	11		
介護福祉職員	16	保 育 士	13		
薬 剤 師	5	臨床心理職員	1		
獣 医 師	3	獣 医 師	2		
医療技術職員	4	栄 養 士	2		
栄 養 士	2	保 健 師	2		
看 護 師	7	看 護 師	5		
		学 校 園	359		
計	195	計	426	計	6

(注) 任期付職員とは、任期付条例第3条により任期を定めて採用された職員をいい、育児休業に伴う任期付職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員をいい、配偶者同行休業に伴う任期付職員とは地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

第 12 表 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の
給料表別・級別人員

その 1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行 政 職 給 料 表	人 198	人	人 116	人	人	人 72	人 10	人	人	人
教 育 職 給 料 表 (1)	20		18			2				
教 育 職 給 料 表 (2)	224		135		14	75				
教 育 職 給 料 表 (3)	4					4				
研 究 職 給 料 表	4	2	2							
医 療 職 給 料 表 (2)	3				2		1			
医 療 職 給 料 表 (3)	16		12			4				
消 防 職 給 料 表	16	1	13		2					
保 育 士 給 料 表	18	17				1				
計	503									
6 0 歳										
6 1 歳										
6 2 歳	197									
6 3 歳	158									
6 4 歳	148									

その 2 短時間勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行 政 職 給 料 表	人 90	人	人 59	人	人	人 17	人 13	人 1	人	人
教 育 職 給 料 表 (1)	3	1	2							
教 育 職 給 料 表 (2)	49		49							
医 療 職 給 料 表 (2)	1		1							
医 療 職 給 料 表 (3)	2		2							
消 防 職 給 料 表	53		51		2					
保 育 士 給 料 表	14	14								
計	212									
6 0 歳	31									
6 1 歳	24									
6 2 歳	33									
6 3 歳	71									
6 4 歳	53									

2 民 間 給 与 関 係

職種別民間給与実態調査について

1 調査の目的と方法

この調査は、職員の給与を検討するために、令和8年4月現在の大阪市内における民間給与の実態を調査したものである。

調査の実施に当たっては、本委員会、人事院及び大阪府人事委員会等が共同して行った。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の事業所のうち、令和8年4月分最終給与締切日現在において、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の大阪市内の民間事業所 2,642事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記2の(1)に該当した事業所を、産業、規模等によって20層に層化し、これらの層から370事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

ア 初任給関係職種以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査実人員は、19,954人（うち初任給関係職種1,524人）である。

4 集計

総計及び平均の算出に際しては、抽出率の逆数を乗じて母集団に復元した。

第 13 表 産業別 ・ 企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	調 査 対 象 事業所	調 査 事 業 所						
		企業規模計 (100人以上)	人 100～199	人 200～299	人 300～499	人 500～999	人 1,000～2,999	人 3,000以上
産 業 計	事業所 2,642	事業所 286	事業所 38	事業所 28	事業所 44	事業所 44	事業所 57	事業所 75
農 業 , 林 業 , 漁 業	2	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	242	30	2	4	5	5	5	9
製 造 業	555	81	15	3	8	14	19	22
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	534	63	9	8	9	9	11	17
卸 売 業 , 小 売 業	404	48	7	7	10	7	11	6
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	233	26	1	3	3	2	5	12
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	672	38	4	3	9	7	6	9

[参考] 企業規模別調査対象事業所の状況

企業規模計 (100人以上)	人 100～199	人 200～299	人 300～499	人 500～999	人 1,000～2,999	人 3,000以上
事業所 2,642	事業所 383	事業所 255	事業所 415	事業所 456	事業所 582	事業所 551

- (注) 1. 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 7 事業所、調査不能の事業所が 77 事業所あった。
2. 調査する事業所として抽出した 370 事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した 7 事業所を除いた 363 事業所に占める調査完了した 286 事業所の割合（調査完了率）は、78.8%である。
3. 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 14 表 職種別・学歴別・規模別初任給額

(単位：円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
新 卒 事 務 員 計 新 卒 技 術 者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	272, 293	279, 684	250, 268
	大 学 卒	252, 586	259, 269	239, 436
	短 大 卒	230, 173	233, 217	223, 242
	高 校 卒	213, 673	214, 974	210, 172
新 卒 事 務 員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	270, 105	277, 347	252, 190
	大 学 卒	251, 048	256, 454	241, 289
	短 大 卒	227, 530	229, 760	222, 941
	高 校 卒	211, 820	212, 834	209, 617
新 卒 技 術 者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	275, 738	282, 934	245, 768
	大 学 卒	255, 772	264, 601	234, 823
	短 大 卒	233, 911	237, 749	223, 749
	高 校 卒	216, 435	217, 724	211, 442

- (注) 1. 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除いたものである。
2. 大阪市職員（行政職給料表適用者）の初任給額は、大学卒264, 016円、短大卒238, 496円、高校卒227, 824円である（それぞれ地域手当を含む）。

第 15 表 対 応 級 表

職 種 名		対 応 級	
事務・技術関係職種	支 店 長	企業規模 500 人 以 上	行 政 職 8・7 級
		〃 100人以上500人未満	〃 6 級
	工 場 長	〃 500 人 以 上	〃 8・7 級
		〃 100人以上500人未満	〃 6 級
	事 務・技 術 部 長	〃 500 人 以 上	〃 8・7 級
		〃 100人以上500人未満	〃 6 級
	事 務・技術部次長	〃 500 人 以 上	〃 8・7 級
		〃 100人以上500人未満	〃 6 級
	事 務・技 術 課 長	〃 500 人 以 上	〃 6 級
		〃 100人以上500人未満	〃 5 級
	事務・技術課長代理	〃 500 人 以 上	〃 5 級
		〃 100人以上500人未満	〃 4 級
	事 務・技 術 係 長	〃 500 人 以 上	〃 4・3 級
		〃 100人以上500人未満	〃 3 級
	事 務・技 術 主 任	〃 500 人 以 上	〃 2・1 級 (一部は4・3 級)
		〃 100人以上500人未満	〃 2・1 級 (一部は3 級)
	事 務・技 術 係 員	〃 100 人 以 上	〃 2・1 級

第 16 表 職種別・規模別・学歴別給与額等

その 1 事務・技術関係職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
支 店 長	34	53.7	982,152	7,445	974,707	・ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	27	53.2	1,025,470	9,389	1,016,081	
短 大 卒	3	55.9	805,299	0	805,299	
高 校 卒	4	55.6	825,134	23	825,111	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 長	846	52.8	782,752	9,449	773,303	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	705	52.5	801,397	8,137	793,260	
短 大 卒	68	53.8	684,921	21,857	663,064	
高 校 卒	73	54.2	693,767	10,553	683,214	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 次 長	337	51.5	751,159	4,175	746,984	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	302	51.3	764,854	2,812	762,042	
短 大 卒	17	53.2	673,965	24,167	649,798	
高 校 卒	18	53.4	600,068	8,437	591,631	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 課 長	1,770	49.0	666,064	9,725	656,339	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	1,461	48.5	680,887	9,810	671,077	
短 大 卒	139	51.5	604,618	9,690	594,928	
高 校 卒	167	52.1	578,018	8,818	569,200	
中 学 卒	3	56.0	704,337	16,154	688,183	

（注） 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。（以下、本表その 1 において同じ。）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事務課長代理	人 670	歳 48.6	円 646,087	円 70,981	円 575,106	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
大 学 卒	519	48.5	670,823	74,849	595,974	
短 大 卒	82	48.9	556,384	58,298	498,086	
高 校 卒	69	49.0	552,395	54,783	497,612	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 係 長	1,288	44.7	475,172	57,462	417,710	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	877	43.0	480,718	58,074	422,644	
短 大 卒	157	48.0	447,891	50,739	397,152	
高 校 卒	250	49.1	472,784	58,696	414,088	
中 学 卒	4	36.0	418,158	96,636	321,522	
事 務 主 任	1,271	39.9	482,604	65,731	416,873	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
大 学 卒	936	38.1	504,406	73,049	431,357	
短 大 卒	140	45.7	411,164	41,718	369,446	
高 校 卒	191	46.2	402,447	37,533	364,914	
中 学 卒	4	56.8	417,975	95,177	322,798	
事 務 係 員	5,386	38.7	422,093	46,908	375,185	
大 学 卒	4,035	37.0	434,036	50,232	383,804	
短 大 卒	655	45.9	388,741	33,540	355,201	
高 校 卒	694	43.3	375,182	37,946	337,236	
中 学 卒	2	43.1	363,550	23,630	339,920	

(注) 1.「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。（以下、本表その1において同じ。）
2.「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下、本表その1において同じ。）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
工 場 長	人 3	歳 54.1	円 865,732	円 0	円 865,732	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	2	53.3	898,755	0	898,755	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	＊	＊	＊	＊	＊	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 長	294	54.0	754,867	5,312	749,555	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	208	53.6	774,223	4,698	769,525	
短 大 卒	37	55.0	708,550	14,086	694,464	
高 校 卒	49	54.7	710,819	972	709,847	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 次 長	137	53.8	700,959	13,937	687,022	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	96	54.1	720,659	16,575	704,084	
短 大 卒	21	51.4	667,507	1,458	666,049	
高 校 卒	20	54.9	644,213	14,461	629,752	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 課 長	715	50.4	677,449	17,684	659,765	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
大 学 卒	490	49.6	676,652	21,637	655,015	
短 大 卒	94	51.5	654,903	12,499	642,404	
高 校 卒	131	52.6	697,090	5,895	691,195	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

(注) 「＊」 は、調査実人員が1人の場合である。(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技術課長代理	人 211	歳 48.4	円 611,845	円 49,961	円 561,884	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
大 学 卒	126	48.1	622,990	46,712	576,278	
短 大 卒	47	47.3	531,486	27,553	503,933	
高 校 卒	38	51.0	689,713	97,535	592,178	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 係 長	450	45.1	512,466	81,830	430,636	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	289	43.1	513,983	88,864	425,119	
短 大 卒	81	47.8	483,504	61,289	422,215	
高 校 卒	80	50.3	539,138	76,520	462,618	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 主 任	710	43.0	542,011	104,660	437,351	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
大 学 卒	437	41.5	541,818	106,638	435,180	
短 大 卒	136	44.5	507,203	86,110	421,093	
高 校 卒	136	46.8	579,601	116,832	462,769	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 係 員	3,038	37.4	448,347	70,170	378,177	
大 学 卒	2,121	36.5	455,336	70,371	384,965	
短 大 卒	478	40.1	416,039	64,841	351,198	
高 校 卒	437	39.2	450,792	76,579	374,213	
中 学 卒	2	56.5	248,638	0	248,638	

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
支 店 長	人 31	歳 53.5	円 1,014,803	円 8,226	円 1,006,577	・ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	25	53.0	1,059,316	10,203	1,049,113	
短 大 卒	2	55.5	839,925	0	839,925	
高 校 卒	4	55.6	825,134	23	825,111	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 長	631	52.8	813,763	11,330	802,433	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	528	52.6	833,997	10,337	823,660	
短 大 卒	50	54.0	701,893	19,638	682,255	
高 校 卒	53	53.8	719,291	13,182	706,109	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 次 長	245	51.4	790,265	3,944	786,321	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	223	51.3	796,922	3,137	793,785	
短 大 卒	14	52.6	708,531	18,818	689,713	
高 校 卒	8	54.5	728,246	2,544	725,702	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 課 長	1,350	49.2	695,135	9,357	685,778	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
大 学 卒	1,129	48.6	709,524	9,391	700,133	
短 大 卒	104	51.8	620,233	12,296	607,937	
高 校 卒	114	52.4	611,145	5,682	605,463	
中 学 卒	3	56.0	704,337	16,154	688,183	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事務課長代理	人 491	歳 49.3	円 683,895	円 80,114	円 603,781	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
大 学 卒	378	49.6	711,115	84,474	626,641	
短 大 卒	57	47.9	587,862	69,712	518,150	
高 校 卒	56	48.7	577,375	58,093	519,282	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 係 長	871	45.1	500,449	62,092	438,357	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	612	43.3	501,808	62,360	439,448	
短 大 卒	100	49.2	475,112	52,156	422,956	
高 校 卒	156	50.1	512,141	67,190	444,951	
中 学 卒	3	36.9	392,233	54,285	337,948	
事 務 主 任	942	39.9	510,505	73,775	436,730	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
大 学 卒	724	38.5	523,486	79,800	443,686	
短 大 卒	93	46.2	416,945	38,869	378,076	
高 校 卒	124	47.0	469,899	48,769	421,130	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 係 員	3,915	38.7	438,356	49,752	388,604	
大 学 卒	2,984	36.9	449,149	52,618	396,531	
短 大 卒	452	45.7	404,899	36,602	368,297	
高 校 卒	479	44.6	391,481	41,365	350,116	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
工 場 長	人 3	歳 54.1	円 865,732	円 0	円 865,732	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	2	53.3	898,755	0	898,755	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	＊	＊	＊	＊	＊	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 長	206	54.4	806,999	2,125	804,874	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	158	54.3	822,335	2,607	819,728	
短 大 卒	19	54.2	759,162	450	758,712	
高 校 卒	29	55.1	755,665	627	755,038	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 次 長	107	54.1	737,254	4,174	733,080	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	77	54.4	747,257	5,209	742,048	
短 大 卒	18	51.3	709,635	1,705	707,930	
高 校 卒	12	56.6	715,581	1,345	714,236	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 課 長	573	50.6	709,846	15,905	693,941	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
大 学 卒	394	49.9	708,036	20,187	687,849	
短 大 卒	68	51.5	694,795	8,503	686,292	
高 校 卒	111	52.5	726,116	4,404	721,712	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技術課長代理	人 164	歳 47.8	円 624,576	円 44,108	円 580,468	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
大 学 卒	101	47.9	640,493	46,430	594,063	
短 大 卒	38	46.8	543,307	27,761	515,546	
高 校 卒	25	49.7	690,844	61,454	629,390	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 係 長	237	47.0	563,394	91,301	472,093	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	157	45.4	559,028	95,195	463,833	
短 大 卒	40	50.2	536,918	71,712	465,206	
高 校 卒	40	50.5	612,458	96,772	515,686	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 主 任	476	43.9	590,860	118,648	472,212	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
大 学 卒	286	42.3	589,039	120,456	468,583	
短 大 卒	84	45.2	565,346	103,601	461,745	
高 校 卒	105	47.8	619,989	125,887	494,102	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 係 員	2,229	38.2	471,641	76,605	395,036	
大 学 卒	1,583	37.2	476,376	75,768	400,608	
短 大 卒	320	42.3	449,794	75,664	374,130	
高 校 卒	326	39.4	469,384	83,048	386,336	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
支 店 長	人 3	歳 55.5	円 670,640	円 0	円 670,640	・ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	2	55.0	635,145	0	635,145	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 長	215	52.6	694,000	4,066	689,934	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	177	52.2	706,962	1,765	705,197	
短 大 卒	18	53.1	633,556	28,574	604,982	
高 校 卒	20	55.4	631,635	4,153	627,482	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 次 長	92	51.7	642,390	4,818	637,572	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	79	51.3	666,197	1,812	664,385	
短 大 卒	3	55.5	545,491	44,052	501,439	
高 校 卒	10	52.7	520,203	12,109	508,094	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 課 長	420	48.5	560,741	11,060	549,681	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
大 学 卒	332	47.8	570,425	11,425	559,000	
短 大 卒	35	50.4	549,656	517	549,139	
高 校 卒	53	51.5	506,669	15,572	491,097	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事務課長代理	人 179	歳 46.0	円 519,084	円 40,300	円 478,784	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
大 学 卒	141	44.6	534,808	42,355	492,453	
短 大 卒	25	51.5	477,292	29,619	447,673	
高 校 卒	13	50.6	432,683	38,918	393,765	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 係 長	417	43.9	420,762	47,498	373,264	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	265	42.2	429,036	47,570	381,466	
短 大 卒	57	45.9	402,661	48,384	354,277	
高 校 卒	94	47.4	408,271	44,773	363,498	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 主 任	329	39.9	388,087	38,483	349,604	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
大 学 卒	212	36.2	415,633	41,637	373,996	
短 大 卒	47	44.7	401,228	46,615	354,613	
高 校 卒	67	45.2	310,552	22,225	288,327	
中 学 卒	3	58.4	397,244	109,369	287,875	
事 務 係 員	1,471	38.9	370,811	37,941	332,870	
大 学 卒	1,051	37.1	381,353	41,915	339,438	
短 大 卒	203	46.5	353,881	26,934	326,947	
高 校 卒	215	40.1	333,988	29,305	304,683	
中 学 卒	2	43.1	363,550	23,630	339,920	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
工 場 長	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	－	－	－	－	－	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 長	88	53.1	645,835	11,978	633,857	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	50	51.6	637,355	10,644	626,711	
短 大 卒	18	55.8	660,559	27,016	633,543	
高 校 卒	20	54.2	653,209	1,415	651,794	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 次 長	30	52.9	580,230	46,413	533,817	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	19	53.2	619,584	59,765	559,819	
短 大 卒	3	51.5	419,243	0	419,243	
高 校 卒	8	52.6	547,078	32,314	514,764	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 課 長	142	49.7	537,996	25,342	512,654	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	96	48.4	537,641	28,059	509,582	
短 大 卒	26	51.5	546,250	23,382	522,868	
高 校 卒	20	53.4	528,713	14,545	514,168	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技術課長代理	人 47	歳 50.8	円 552,212	円 77,373	円 474,839	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
大 学 卒	25	49.4	531,791	48,181	483,610	
短 大 卒	9	50.3	472,126	26,513	445,613	
高 校 卒	13	54.9	686,351	204,778	481,573	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 係 長	213	43.1	458,197	71,738	386,459	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	132	40.6	463,922	81,828	382,094	
短 大 卒	41	45.5	430,722	50,989	379,733	
高 校 卒	40	50.1	467,387	56,701	410,686	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 主 任	234	40.4	401,489	64,420	337,069	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
大 学 卒	151	39.1	410,263	68,143	342,120	
短 大 卒	52	43.1	377,117	46,976	330,141	
高 校 卒	31	42.4	400,171	76,605	323,566	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 係 員	809	34.2	348,014	42,456	305,558	
大 学 卒	538	33.4	353,850	44,339	309,511	
短 大 卒	158	34.3	323,652	35,219	288,433	
高 校 卒	111	38.1	365,599	46,936	318,663	
中 学 卒	2	56.5	248,638	0	248,638	

その２ 事務・技術関係以外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 ８ 年 ４ 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
電 話 交 換 手	人 4	歳 43.5	円 257,745	円 10,377	円 247,368	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用自動車運転手	2	57.0	301,120	0	301,120	
守 衛	7	55.1	309,409	15,663	293,746	
用 務 員	12	54.2	303,977	12,556	291,421	
研 究 所 長	－	－	－	－	－	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研 究 部（課）長	29	51.1	946,321	586	945,735	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室（係）長	24	47.1	514,351	21,945	492,406	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員	54	42.3	571,075	36,194	534,881	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）
研 究 員	83	39.0	442,688	35,345	407,343	
研 究 補 助 員	－	－	－	－	－	
病 院 長	4	69.0	1,809,032	14,500	1,794,532	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長	23	57.6	1,446,611	97,400	1,349,211	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	36	50.8	1,396,783	103,395	1,293,388	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師	57	36.8	938,563	92,052	846,511	
歯 科 医 師	2	51.0	1,138,722	4,748	1,133,974	
薬 局 長	12	47.4	491,050	29,521	461,529	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	88	33.2	376,257	29,362	346,895	
診 療 放 射 線 技 師	79	33.6	358,383	26,663	331,720	
臨 床 検 査 技 師	83	33.1	327,683	14,322	313,361	
栄 養 士	57	31.6	295,240	13,863	281,377	
理 学 療 法 士	108	32.2	337,362	9,443	327,919	
作 業 療 法 士	45	31.5	325,643	7,635	318,008	
総 看 護 師 長	10	55.0	589,677	4,276	585,401	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	70	50.0	459,294	25,589	433,705	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	236	35.3	385,799	25,969	359,830	
准 看 護 師	47	44.8	361,897	10,246	351,651	
大 学 学 部 長	－	－	－	－	－	
大 学 教 授	－	－	－	－	－	
大 学 准 教 授	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
大 学 講 師	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －	総トン数5トン以上の船舶の乗組員
大 学 助 教	－	－	－	－	－	
高 等 学 校 校 長	＊	＊	＊	＊	＊	
高 等 学 校 教 頭	5	58.5	710,743	17,312	693,431	
高 等 学 校 教 諭	92	45.1	587,987	14,208	573,779	
船 長 ・ 機 関 長	－	－	－	－	－	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	－	－	－	－	－	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	－	－	－	－	－	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	－	－	－	－	－	
運 航 士	－	－	－	－	－	
甲 板 長 ・ 操 機 長	－	－	－	－	－	
甲 板 手 ・ 操 機 手	－	－	－	－	－	
甲 板 員 ・ 機 関 員	－	－	－	－	－	

その3 再雇用者

企業規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均給与額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)
事務・技術関係職種	支店長・工場長	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －
	60歳	－	－	－	－	－
	事務・技術部長	30	62.2	790,973	103	790,870
	60歳	12	－	800,541	0	800,541
	事務・技術部次長	10	62.2	552,145	2,962	549,183
	60歳	2	－	620,771	0	620,771
	事務・技術課長	46	62.3	558,302	27	558,275
	60歳	10	－	591,617	0	591,617
	事務・技術課長代理	31	62.5	366,876	14,319	352,557
	60歳	9	－	349,921	4,527	345,394
	事務・技術係長	62	62.3	457,738	18,861	438,877
	60歳	19	－	450,097	39,507	410,590
	事務・技術主任	73	62.1	365,257	39,152	326,105
	60歳	17	－	336,284	42,154	294,130
	事務・技術係員	892	62.9	358,254	23,630	334,624
	60歳	177	－	373,027	25,620	347,407

第 17 表 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規 模 計	55.0	(78.2)	(21.8)	(0.0)	45.0
	500人以上	44.0	(80.1)	(19.9)	(0.0)	56.0
	100人以上 500人未満	71.5	(76.3)	(23.7)	(0.0)	28.5
高校卒	規 模 計	12.4	(87.1)	(12.9)	(0.0)	87.6
	500人以上	12.8	(87.9)	(12.1)	(0.0)	87.2
	100人以上 500人未満	11.9	(85.7)	(14.3)	(0.0)	88.1

- (注) 1. 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2. () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 18 表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	住宅手当の支給状況
支給する	66.6%
借家・借間居住者 に対する住宅手当	56.4% (84.7%)
持家居住者 に対する住宅手当	36.8% (55.3%)
支給しない	33.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 最高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

- (注) 1. () の割合は、住宅手当を支給する事業所を100とした割合である。
 2. 住宅手当の支給状況の内容は、複数回答である。

備考 本市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000円（大阪市内居住者は30,500円）である。

第 19 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その 1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位：％)

転勤に伴い 手当等を支給する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給しない
	一時金	一時金以外	
92.4	79.5	54.8	7.6

- (注) 1. 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2. 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その 2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(単位：％)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
83.1	(15.7)	(44.0)	(8.4)	(18.4)	(13.4)	17.1 ^回	16.9

- (注) 1. 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2. 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第 20 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：％)

項目 企業規模	係員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	50.6	49.4	44.9	55.1	42.7	57.3
500人以上	53.3	46.7	44.8	55.2	42.0	58.0
100人以上500人未満	46.5	53.5	45.1	54.9	43.9	56.1

第 21 表 民間における特別給の支給状況

項目 \ 区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内 給与月額	下半期 (A 1)	円 423,710	円 335,126
	上半期 (A 2)	429,933	343,628
特別給の支給額	下半期 (B 1)	円 915,658	円 641,725
	上半期 (B 2)	1,129,548	702,983
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	月分 2.16	月分 1.91
	上半期 (B 2 / A 2)	2.63	2.05

第 22 表 民間と本市職員の給与比較

民間給与	本市職員給与	較差
433,691円	421,064円	12,627円 (3.00%)

(注) 比較に当たっては、民間・本市職員ともに、本年度新規学卒の採用者は含まれていない。

3 生 計 費

第 23 表 費目別 ・ 世帯人員別標準生計費

区 分	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	53,030 ^円	65,620 ^円	78,200 ^円	90,790 ^円
住 居 関 係 費	53,240	45,920	38,600	31,270
被 服 ・ 履 物 費	5,780	8,070	10,350	12,640
雑 費 I	34,210	47,410	60,610	73,810
雑 費 II	12,850	15,030	17,200	19,370
計	159,110	182,050	204,960	227,880

(注) 1. 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費 I ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ……………その他消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

2. 2人～5人世帯について、総務省統計局の家計調査における大阪市勤労者世帯の令和7年4月の費目別平均支出金額(日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別・世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

3. 10円未満を四捨五入した。

4 賃金構造基本統計調査関係

賃金構造基本統計調査結果の活用について

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間）について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃（令和7年分は令和8年3月24日公表）

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

5人以上の常用労働者[※]を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

① 期間を定めずに雇われている労働者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用労働者 10 人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受け、そこから大阪市内の事業所に係るデータを抽出した。

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	合計
大阪	調査実人員	24,079 人	26,762 人	26,816 人	77,657 人
市内	母集団復元後	約 151.2 万人	約 153.5 万人	約 150.6 万人	約 455.3 万人

【主な調査項目】

○企業規模番号

○最終学歴

○年齢

○勤続年数

○実労働日数

○雇用形態

※ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分

○役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）

○職種番号

※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能

○きまって支給する現金給与額

※ 通勤手当は分離できないため、通勤手当を含んだ額で調査

○超過労働給与額

○前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額

○復元倍率

4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

名 称 (実施機関)		職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)
調査時点		月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月
調査期間		4月下旬から6月中旬	7月
結果公表時期		当年8月に公表(人事院) 当年9～10月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表
対象事業所規模		企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)
対象産業		全産業 (公務等は除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)
母集団及び抽出数		令和8年調査時 大阪市：母集団 約24.8万人 調査実人員 19,954人 抽出率 約8.0%	令和5年から令和7年までの合計 大阪市：母集団 約455.3万人 調査実人員 77,657人 抽出率 約1.7%
企業規模区分		100人以上 100人～499人、500人以上の区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上の区分で集計あり(5人～9人について別集計あり)
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者に限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (ただし、項目により正社員・正職員とそれ以外を区分)
	就業形態※	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (ただし、項目により一般労働者と区分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種は調査対象外 ※ 公民比較の対象となるのは事務・技術関係職種のみ	特に制限なし
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労働給与(通勤手当の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額⇒月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階		支店長・工場長、部長、部次長、課長、課長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、職長級、その他の役職、役職なしの6段階

※就業形態について

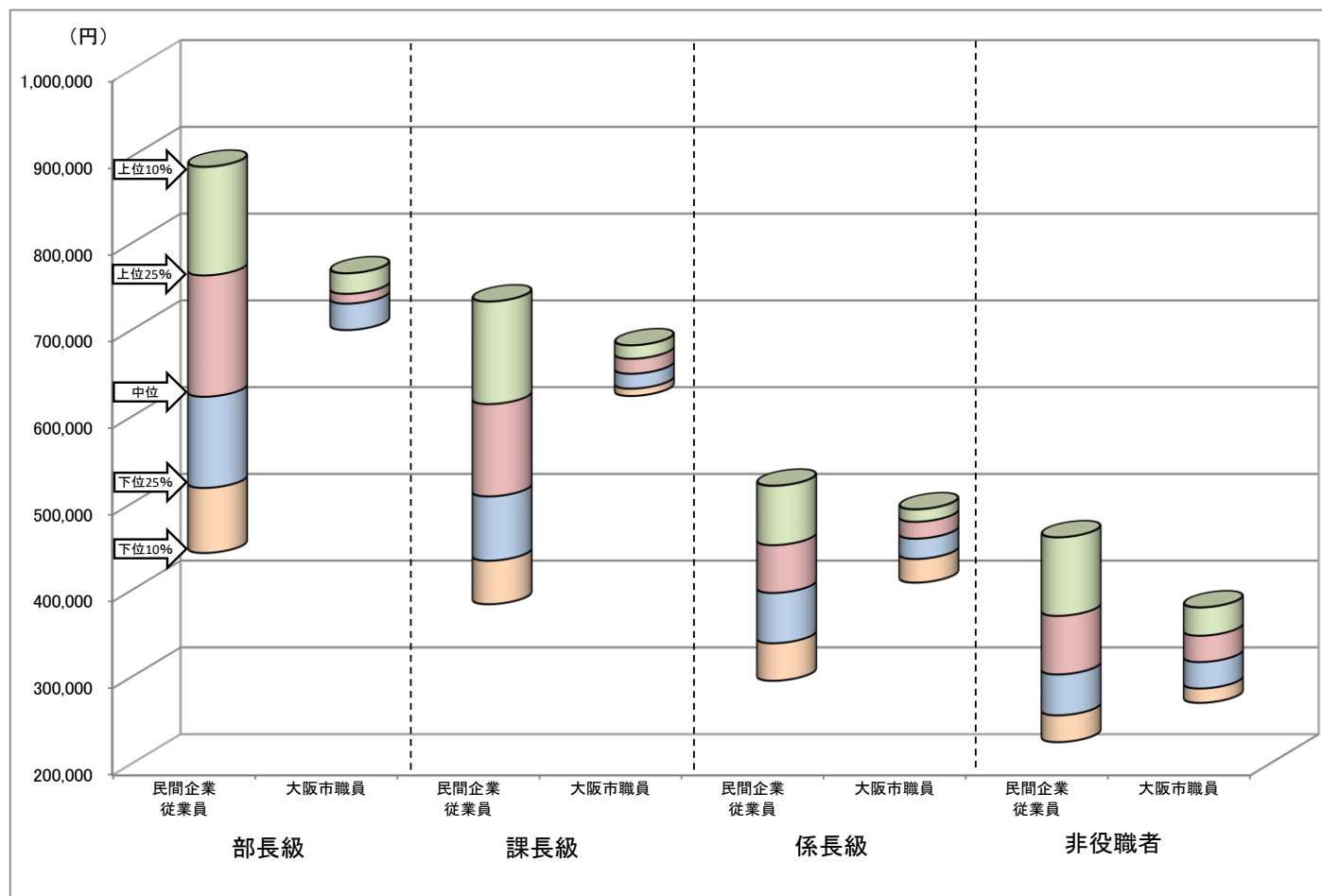
常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

第 24 表 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較

調査結果を給与月額の高い方から順にならべ、その分布状況を示したものである。

- ①上位10%は、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与月額
- ②上位25%は、高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与月額
- ③中位は、高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与月額
- ④下位25%は、低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与月額
- ⑤下位10%は、低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与月額



	部長級		課長級		係長級		非役職者	
	民間企業従業員	大阪市職員(部長級)	民間企業従業員	大阪市職員(課長級)	民間企業従業員	大阪市職員(係員級)	民間企業従業員	大阪市職員(1・2級)
上位10%	887,157円	764,432円	731,900円	681,376円	519,500円	492,304円	460,000円	379,204円
上位25%	762,000円	740,776円	613,700円	665,956円	451,080円	478,036円	369,550円	346,652円
中位	622,160円	729,516円	507,260円	648,672円	396,000円	458,548円	302,048円	316,324円
下位25%	517,000円	699,016円	433,090円	631,504円	338,000円	435,116円	254,900円	285,824円
下位10%	442,000円	699,016円	382,950円	623,036円	294,678円	407,848円	224,000円	269,236円

- (注) 1. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、令和5年から令和7年までの3年間の調査データで算出した。
2. 民間企業従業員の給与月額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
3. 大阪市職員の給与月額は、行政職給料表適用者の令和8年4月1日現在における給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。
- なお、定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第3項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、当該職員を除いて算出している。

5 保育士及び幼稚園教員関係

保育士民間給与実態調査について

1 調査の目的と方法

この調査は、本市保育士の給与を検討する際の基礎資料を得ることを目的として、令和8年4月現在の大阪市内における民間の認可保育所（公設置民営保育所を含む。）及び認定こども園の保育士・保育教諭の給与の実態について調査したものである。

調査の実施は、大阪市内の認可された私立保育園で組織される大阪市私立保育連盟等の協力を得て行った。

2 調査の範囲

(1) 調査対象施設

計 514 園（うち、371 園において調査完了（調査完了率 72.2%））

① 大阪市内の全ての民間の認可保育所 421 園

・認可保育所（民間）	387 園
・公設置民営保育所	34 園

（うち、299 園において調査完了）

② 大阪市内の認定こども園（幼保連携型*及び保育所型） 93 園

（うち、72 園において調査完了）

※ 幼保連携型認定こども園については、当該園の総定員に占める、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に該当する子ども）の割合が半数を超えるものを対象とした。

(2) 調査対象職種

保育業務に従事する者のうち保育士資格を有する者

3 調査対象従業員

調査対象者は正規雇用され、フルタイムで働く者とし、臨時の職員及び役員はすべて除外した。

調査実人員は、4,481 人（うち、60 歳以上 196 人）である。

なお、年齢が 60 歳以上の者については集計から除外した。

幼稚園教員民間給与実態調査について

1 調査の目的と方法

この調査は、本市幼稚園教員の給与を検討する際の基礎資料を得ることを目的として、令和8年5月現在（子ども・子育て支援新制度による施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園に勤務する者については4月現在）の大阪市内における私立幼稚園及び認定こども園の幼稚園教員・保育教諭の給与の実態について調査したものである。

調査の実施は、大阪市内の私立幼稚園の設置者等で組織される大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会等の協力を得て行った。

2 調査の範囲

(1) 調査対象施設

計 124 園（うち、98 園において調査完了（調査完了率 79.0%））

① 大阪市内の全ての私立幼稚園 65 園

（うち、49 園において調査完了）

② 大阪市内の認定こども園（幼保連携型*及び幼稚園型）59 園

（うち、49 園において調査完了）

※ 幼保連携型認定こども園については、当該園の総定員に占める、家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもの割合が半数を超えないものを対象とした。

(2) 調査対象職種

幼児教育を行う者のうち幼稚園教諭の免許状を有する者

3 調査対象

調査対象者は正規雇用され、フルタイムで働く者とし、臨時の職員及び役員はすべて除外した。

調査実人員は、1,097 人（うち、60 歳以上 50 人）である。

なお、年齢が 60 歳以上の者については集計から除外した。

第 25 表 職種別・役職別給与額等

その 1 保育士

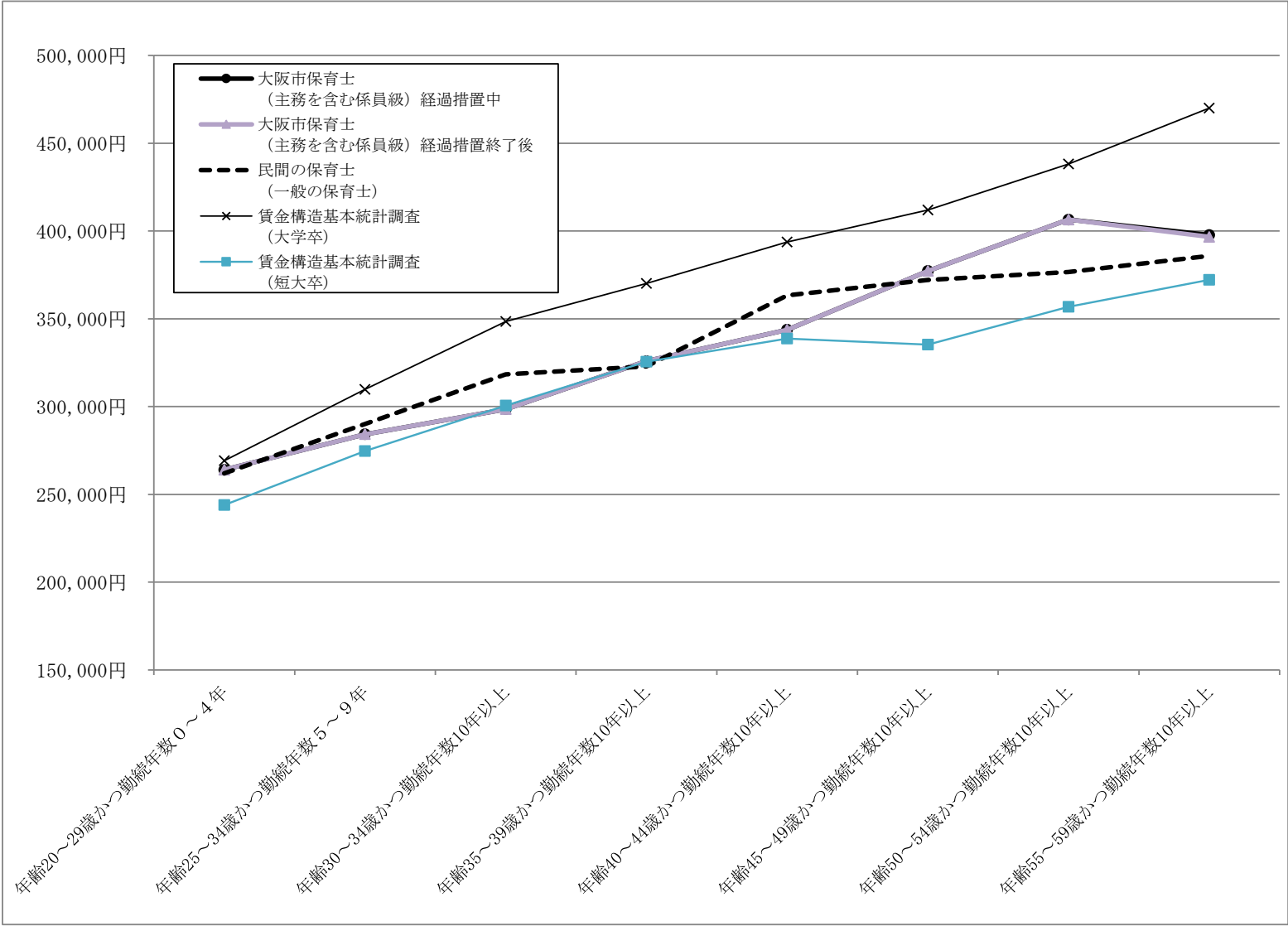
役 職 名	調 査 員 実 人	平 均 年 齢	平 均 勤 年 続 数	令 和 8 年 4 月 分 平 均 給 与 額		
				本俸 (A)	諸手当 (B) (時間外手当 及び通勤手当 を除く)	(A)+(B)
施 設 長	162 ^人	50.9 ^歳	13.4 ^年	324,845	132,363	457,208 ^円
副 施 設 長	33	47.0	16.1	303,047	122,435	425,482
主 任 保 育 士	364	45.2	13.5	277,286	106,295	383,581
保 育 士	3,726	34.3	6.0	226,207	69,993	296,200

その 2 幼稚園教員

役 職 名	調 査 員 実 人	平 均 年 齢	平 均 勤 年 続 数	令 和 8 年 5 月 分 平 均 給 与 額		
				本俸 (A)	諸手当 (B) (時間外手当 及び通勤手当 を除く)	(A)+(B)
園 長	12 ^人	51.8 ^歳	24.3 ^年	405,802	94,033	499,835 ^円
副園長・教頭	23	50.4	20.2	313,218	126,716	439,934
主 任 等	90	43.2	13.1	256,895	88,440	345,335
教 諭	922	32.9	6.5	220,482	58,693	279,175

(注) 子ども・子育て支援新制度による施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園に勤務する者については、令和8年4月分平均給与額である。

第 26 表 「大阪市保育士（主務を含む係員級）の給与」と「民間の保育士（一般の保育士）の給与」、
「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与（大学卒）、（短大卒）」の比較



	大阪市保育士 (主務を含む係員級)		民間の保育士 (一般の保育士)	賃金構造基本統計調査	
	平均給与月額		平均給与月額	平均給与月額	
	経過措置中	経過措置終了後		(大学卒)	(短大卒)
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	263,978円	263,978円	261,911円	269,232円	243,871円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	284,212円	284,212円	290,117円	309,720円	274,709円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	298,466円	298,466円	318,335円	348,412円	300,644円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	325,879円	325,879円	322,896円	370,093円	325,573円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	343,736円	343,736円	363,296円	393,710円	338,746円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	377,187円	377,187円	372,090円	411,917円	335,290円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	406,506円	406,506円	376,569円	438,136円	356,783円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	397,714円	396,622円	385,877円	469,907円	372,163円

(注) 1. 大阪市保育士の平均給与月額は、給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額で算出している。なお、定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第3項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、当該職員を除いて算出している。(以下、第28表までにおいて同じ。)

2. 大阪市保育士については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるといった経過措置が設けられている。「経過措置中」の金額は、この経過措置中の給料月額を用いて算出したものであり、「経過措置終了後」の金額は、この経過措置が終了したと仮定した場合の給料月額を用いて算出したものである。なお、上表において、経過措置の適用を受けている職員がいる場合は、「経過措置中」「経過措置終了後」を表示している。(以下、第28表までにおいて同じ。)

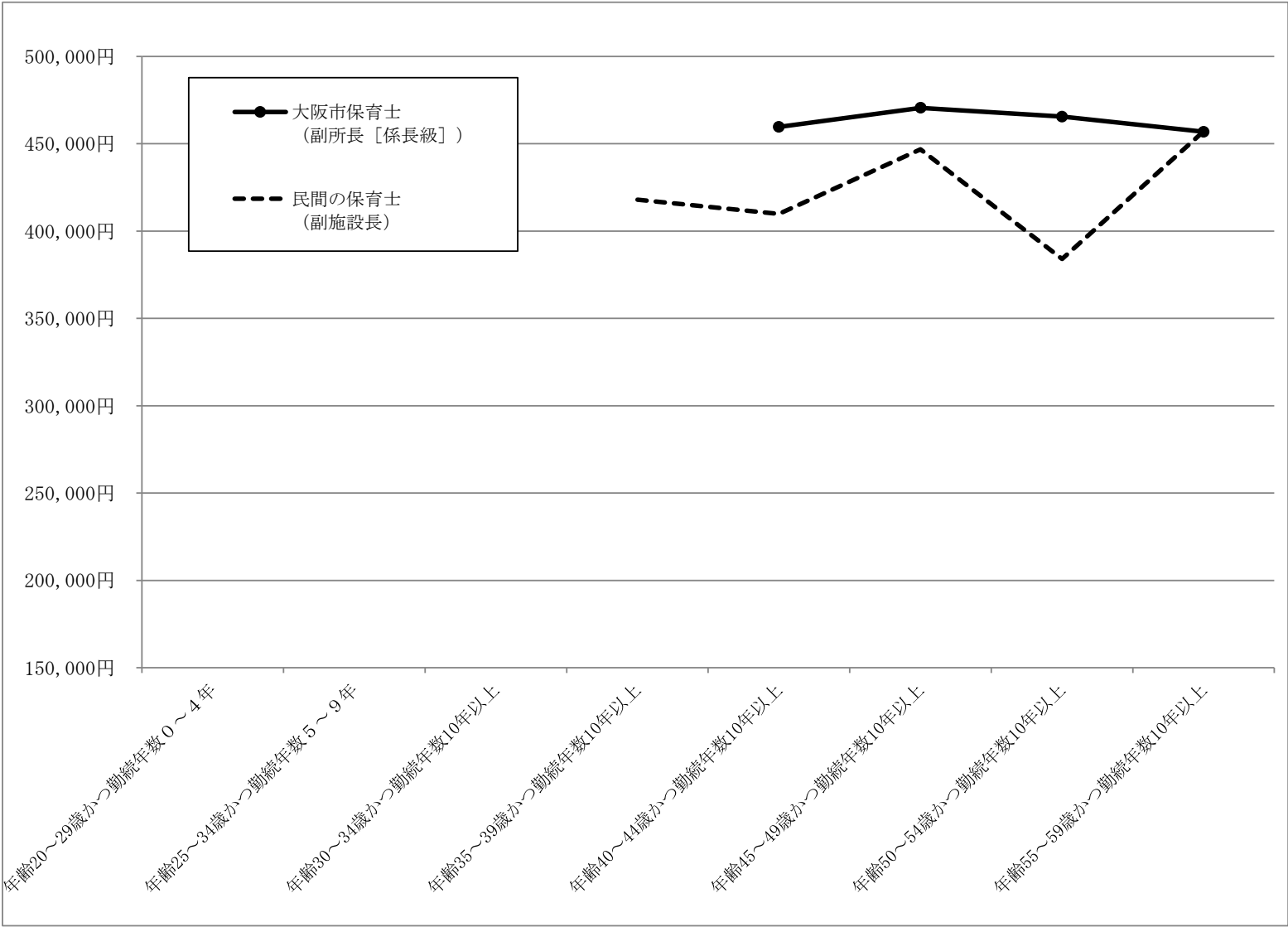
3. 民間の保育士の平均給与月額は、本俸に、諸手当(時間外手当及び通勤手当を除く。)を加えた金額である。(以下、第28表までにおいて同じ。)

4. 民間の保育士のうち、副主任、専門リーダー及び職務分野別リーダーについては、一般の保育士の集計対象としている。

5. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、大阪市内の実労働日数が15日以上的一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員を対象(ただし、役職者及び医師、弁護士といった専門的・技術的職業従事者を除く。)とし、令和5年から令和7年までの3年間の調査データで算出した。

6. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。

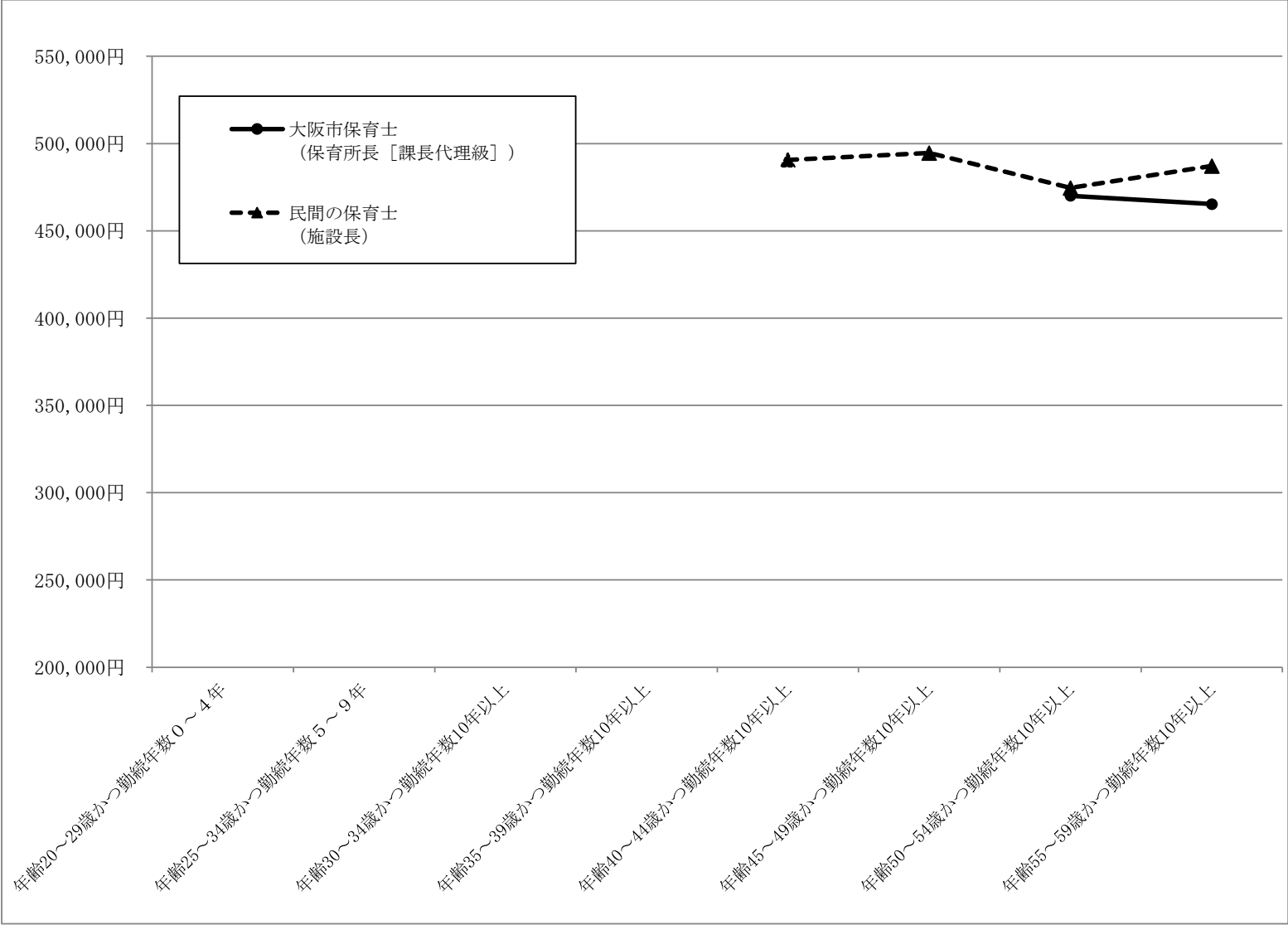
第 27 表 「大阪市保育士（副所長〔係長級〕）の給与」と「民間の保育士（副施設長）の給与」の比較



	大阪市保育士 （副所長〔係長級〕）	民間の保育士 （副施設長）
	平均給与月額	平均給与月額
年齢20～29歳かつ勤続年数 0 ～ 4 年	－	－
年齢25～34歳かつ勤続年数 5 ～ 9 年	－	＊
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	－	－
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	－	418, 000円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	459, 592円	409, 914円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	470, 600円	446, 807円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	465, 556円	384, 065円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	456, 874円	457, 131円

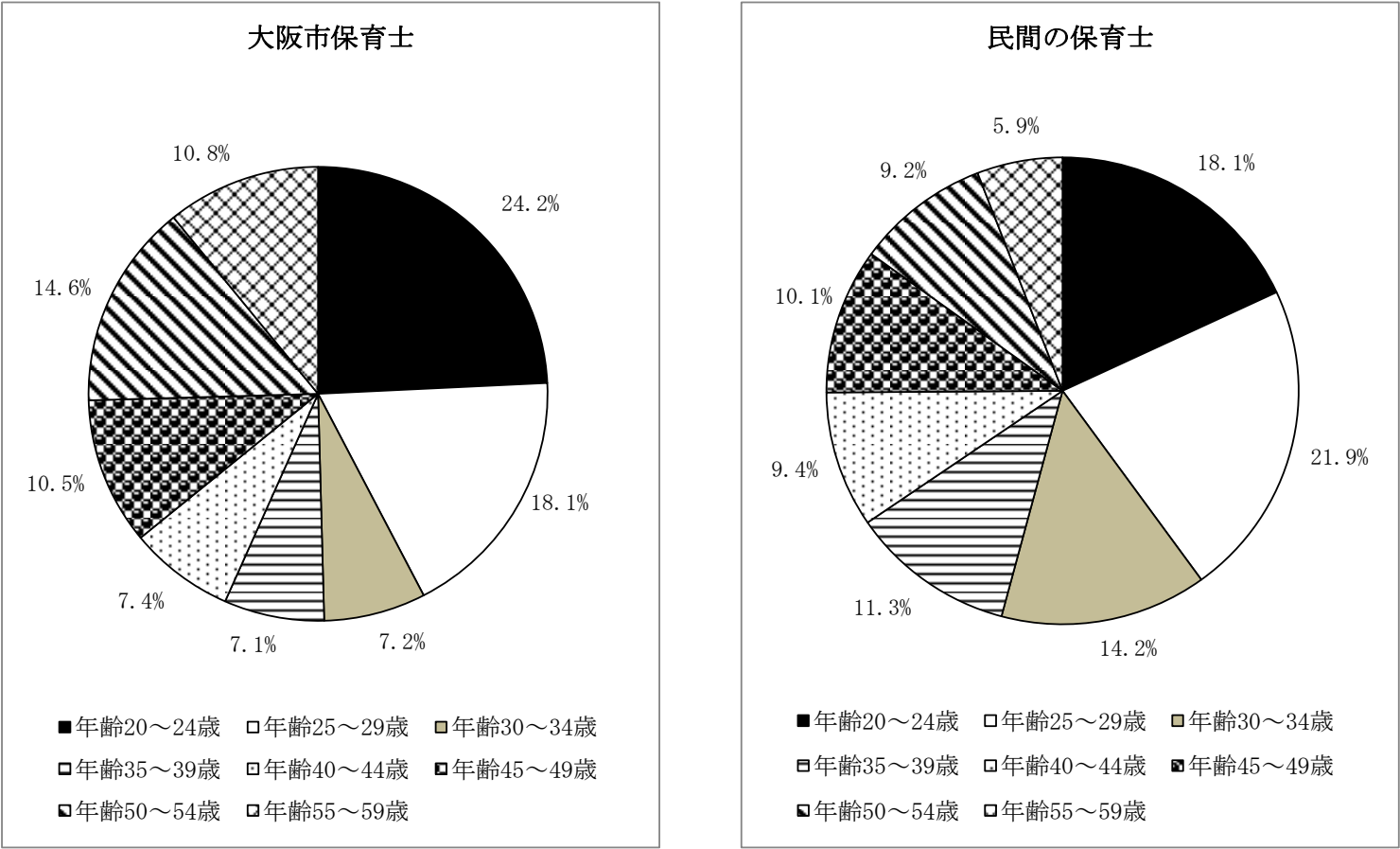
（注）「＊」は、調査実人員が 1 人の場合である。（以下、第28表まで同じ。）

第 28 表 「大阪市保育士（保育所長〔課長代理級〕）の給与」と「民間の保育士（施設長）の給与」の比較



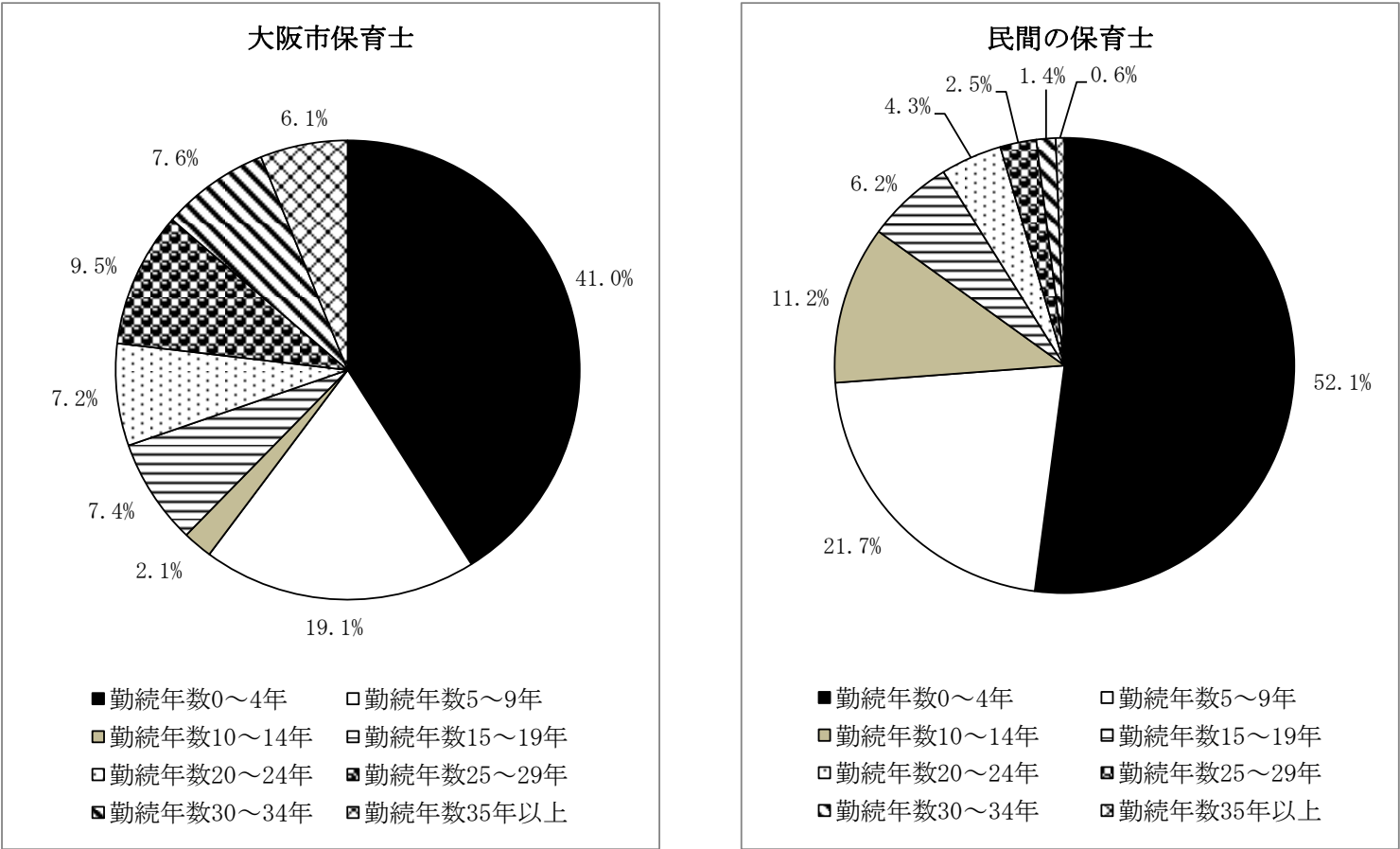
	大阪市保育士 (保育所長〔課長代理級〕)	民間の保育士 (施設長)
	平均給与月額	平均給与月額
年齢20～29歳かつ勤続年数 0 ～ 4 年	-	-
年齢25～34歳かつ勤続年数 5 ～ 9 年	-	-
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	-	*
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	-	-
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	-	490,626円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	-	494,569円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	470,096円	474,564円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	465,355円	487,120円

第 29 表 「大阪市保育士」と「民間の保育士」の年齢階層別人員構成比較

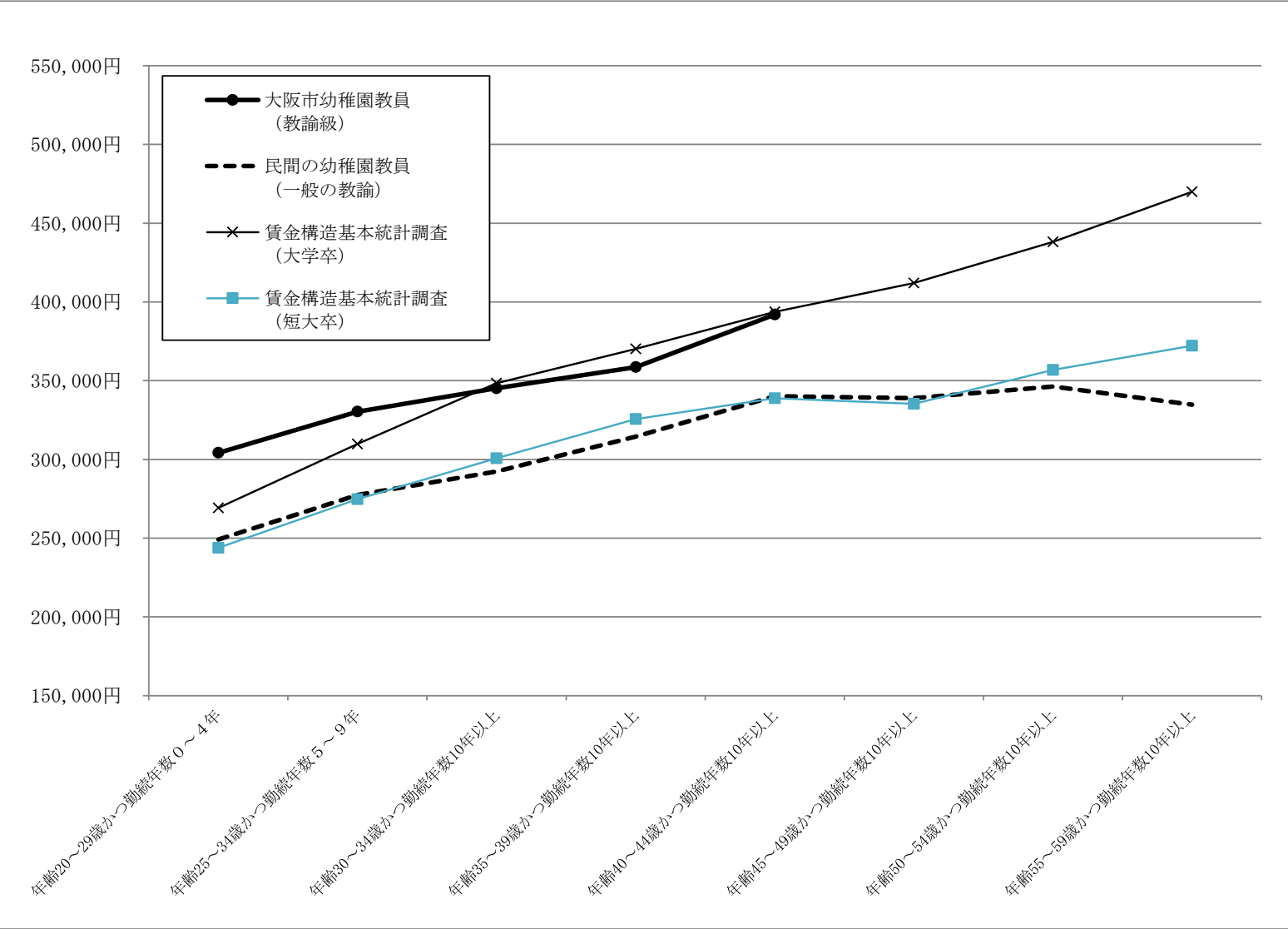


(注) 割合は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。(次表において同じ。)

第 30 表 「大阪市保育士」と「民間の保育士」の勤続年数区分別人員構成比較



第 31 表 「大阪市幼稚園教員（教諭級）の給与」と「民間の幼稚園教員（一般の教諭）の給与」、
「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与（大学卒）、（短大卒）」の比較



	大阪市幼稚園教員 (教諭級)	民間の幼稚園教員 (一般の教諭)	賃金構造基本統計調査	
	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額	
			(大学卒)	(短大卒)
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	304,212円	249,213円	269,232円	243,871円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	330,330円	277,421円	309,720円	274,709円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	345,167円	292,380円	348,412円	300,644円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	358,595円	314,456円	370,093円	325,573円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	391,954円	340,149円	393,710円	338,746円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	*	338,967円	411,917円	335,290円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	*	346,283円	438,136円	356,783円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	-	334,771円	469,907円	372,163円

(注) 1. 大阪市幼稚園教員の平均給与月額は、給料月額、教職調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額で算出している。なお、定年が段階的に引き上げられるに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第3項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、当該職員を除いて算出している。(以下、第33表までにおいて同じ。)

2. 大阪市幼稚園教員については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるという経過措置が設けられたが、令和8年4月1日現在、上表において、経過措置の適用を受けている職員はいない。(以下、第33表までにおいて同じ。)

3. 民間の幼稚園教員の平均給与月額は、本俸に諸手当(時間外手当及び通勤手当を除く。)を加えた金額である。(以下、第33表までにおいて同じ。)

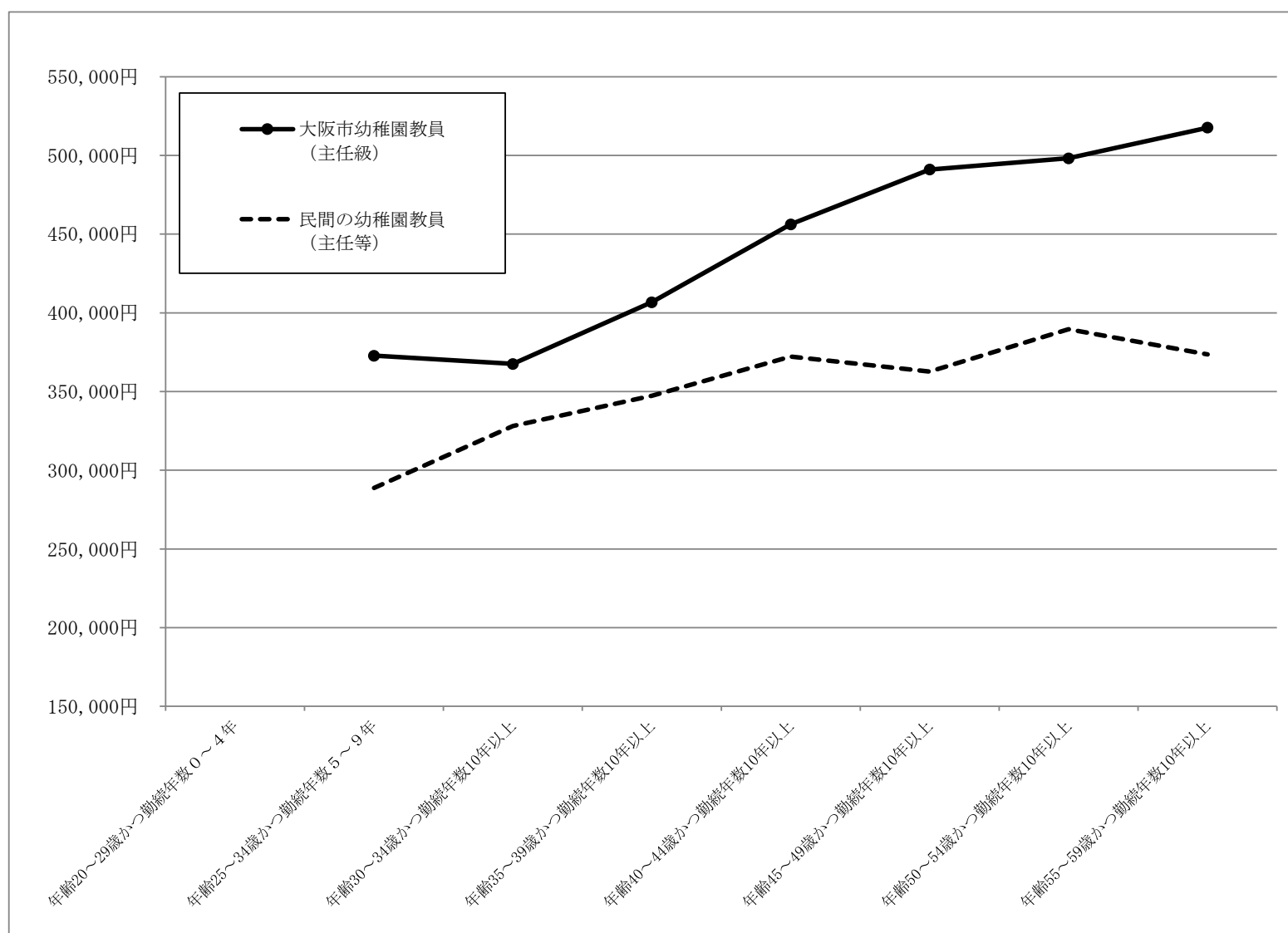
4. 民間の幼稚園教員のうち、中核リーダー、専門リーダー及び若手リーダーについては、一般の教諭の集計対象としている。

5. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、大阪市内の実労働日数が15日以上一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員を対象(ただし、役職者及び医師、弁護士といった専門的・技術的職業従事者を除く。)とし、令和5年から令和7年までの3年間の調査データで算出した。

6. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。

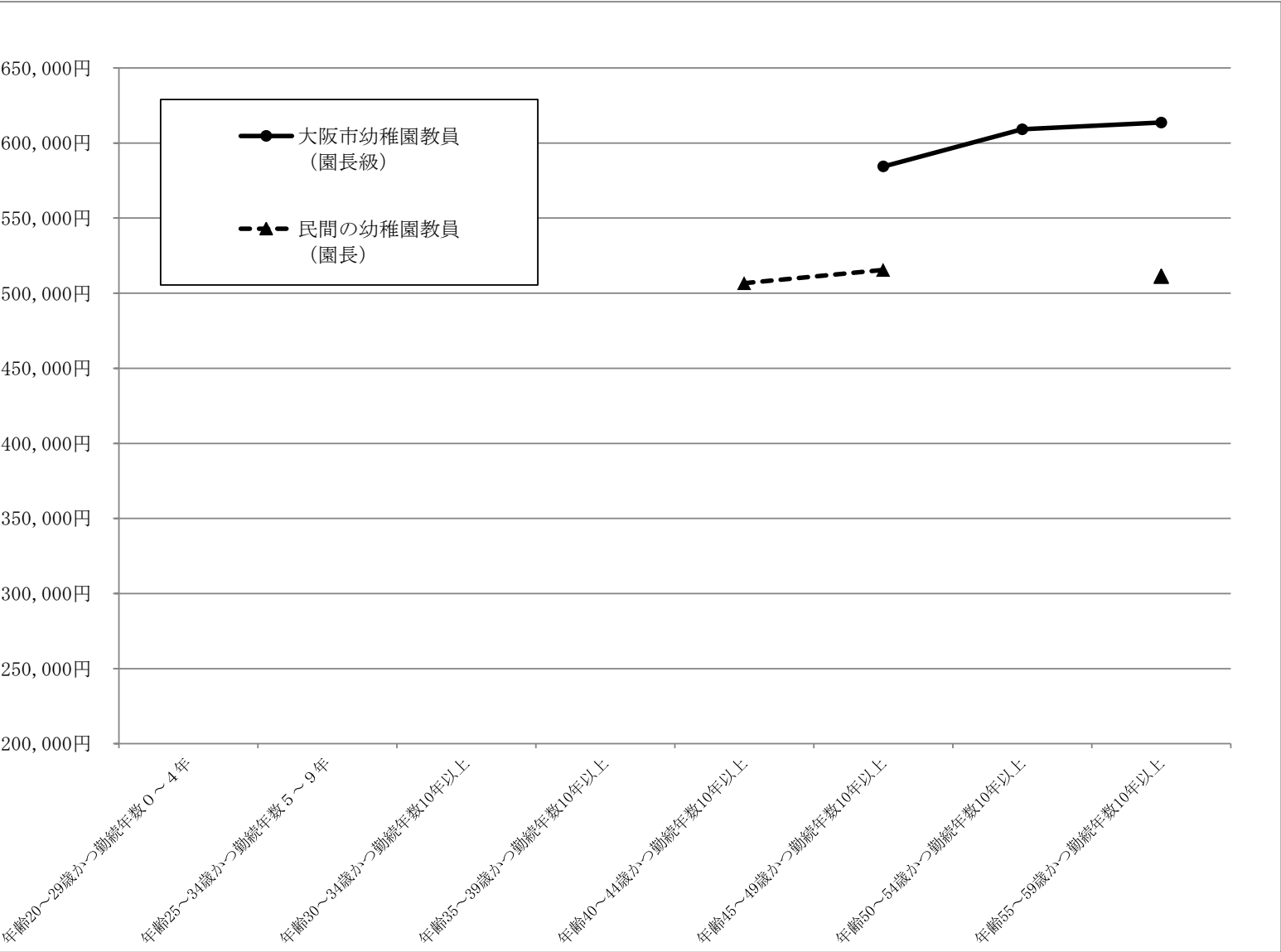
7. 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下、第33表までにおいて同じ。)

第 32 表 「大阪市幼稚園教員（主任級）の給与」と「民間の幼稚園教員（主任等）の給与」の比較



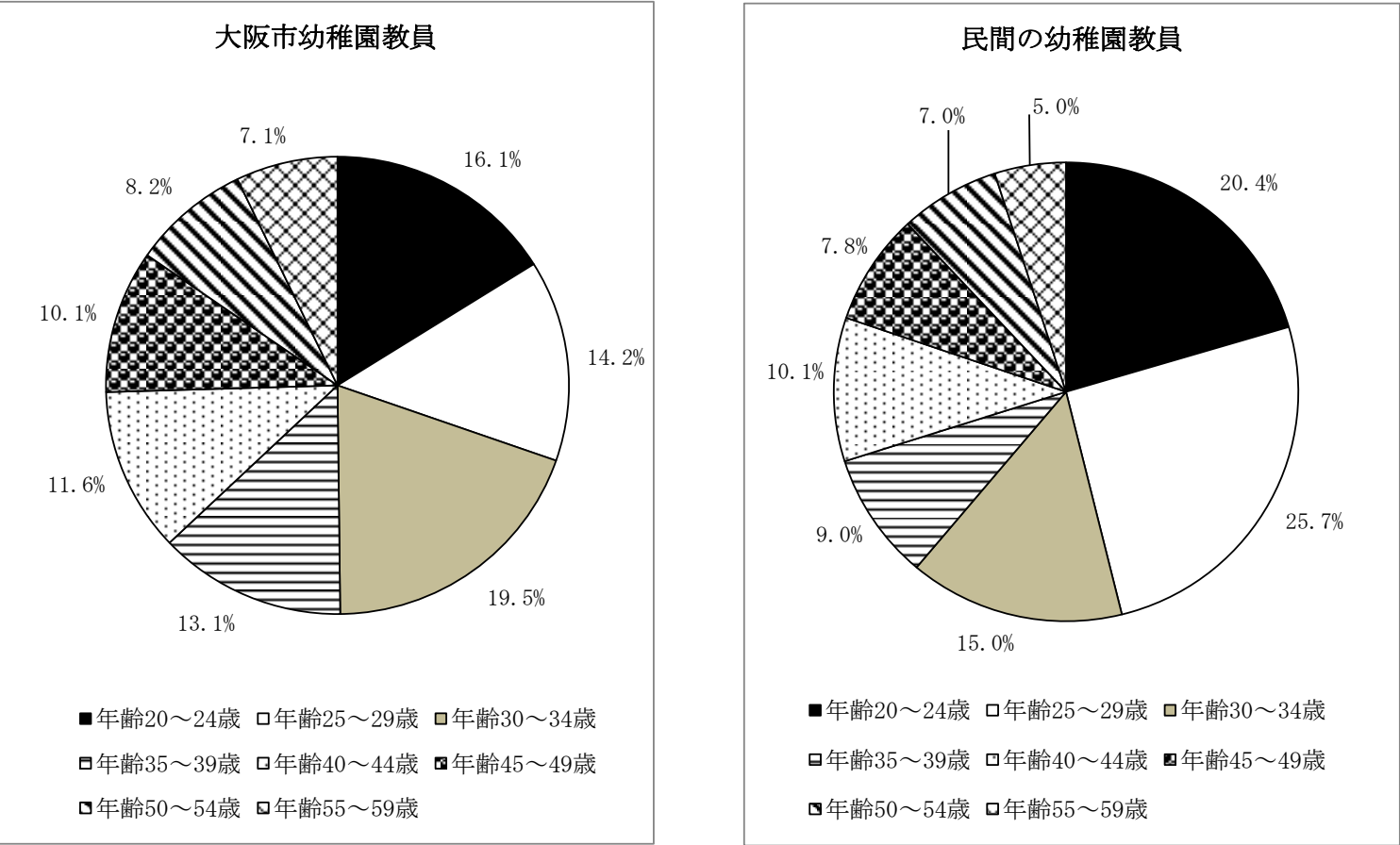
	大阪市幼稚園教員 （主任級）	民間の幼稚園教員 （主任等）
	平均給与月額	平均給与月額
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	-	*
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	372,755円	288,736円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	367,542円	328,128円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	406,739円	347,379円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	456,257円	372,223円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	491,063円	362,680円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	498,202円	389,645円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	517,534円	373,567円

第 33 表 「大阪市幼稚園教員（園長級）の給与」と「民間の幼稚園教員（園長）の給与」の比較



	大阪市幼稚園教員 （園長級）	民間の幼稚園教員 （園長）
	平均給与月額	平均給与月額
年齢20～29歳かつ勤続年数 0 ～ 4 年	-	-
年齢25～34歳かつ勤続年数 5 ～ 9 年	-	-
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	-	-
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	-	-
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	-	506,600円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	584,329円	515,500円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	609,159円	*
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	613,621円	511,203円

第 34 表 「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の年齢階層別人員構成比較



(注) 割合は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。(次表において同じ。)

第 35 表 「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の勤続年数区分別人員構成比較

